

## 国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2025 年 12 月 2 日～5 日 アメリカ合衆国・ニューヨーク会議

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 落谷竹生 おきやたけお

## 本報告記事の目次と決定事項の概略

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
1	<a href="#">全般的事項</a>	—	2025 年 6 月と 7 月の議事録を承認した。	3
2	<a href="#">事務局長による作業計画報告</a>	—	—	3
3	<a href="#">天然資源</a>	論点の検討と、最終文書の草稿のレビューを行った。	最終文書を承認した。	5
4	<a href="#">気候関連開示</a>	論点の検討と、最終文書の草稿のレビューを行った。	最終文書を承認した。	7
5	<a href="#">IPSAS と GFSM の関係の強化</a>	ED 草稿のレビューを行った。	ED 第 94 号を承認した。	9
6	<a href="#">財務諸表の表示</a>	CP 作成に向けた論点と、CP 草稿の一部のレビューを行った。	開示規定の論点、経営者による指標の導入要否の検討、CP 草稿及び IED 草稿のレビューなどを行った。	11
7	<a href="#">重要性の判断の行使</a>	—	IFRS 実務記述書第 2 号に関する論点を検討し、修正稿を検討した。	16
8	<a href="#">拡大する CFO の役割に対応する</a>	—	—	20
9	<a href="#">測定－適用フェーズ：IPSAS 第 31 号における COV</a>	単独プロジェクトとすることが決定された。	COV は無形資産に適用できる。	20
10	<a href="#">IPSAS の改善</a>	金融商品、結合、連結に関する改善項目の検討	交換性の欠如、事業の定義などについて IASB 文書を取り込む。	23
11	<a href="#">IPSASB 適用グループ</a>	IAG の活動を開始し、「IPSAS の改善」の一部の論点を検討した。	—	25
—	<a href="#">参考情報その 1</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現中計期間（2024～2028 年）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事）</li> <li>• IPSAS と日本の政府会計の比較研究</li> <li>• 基準書の日本語訳</li> </ul>		27

## IPSASB 2025 年 12 月会議報告記事

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター</li> <li>• 過去の IPSASB 会議の報告記事</li> <li>• IPSASB のボードメンバー 一覧</li> </ul>			
一	参考情報その 2	各プロジェクトの前回会議までの報告記事まとめ		

(略称) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard) : 国際公会計基準

IFRS (International Financial Reporting Standard) : 国際財務報告基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

(注)

本稿は、IPSASB の 2025 年 12 月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）の番号順（上表「番号」）に並べている。「会計・監査ジャーナル」2026 年 4 月号の掲載記事とは構成が異なる場合がある。

個々の議題について、IPSASB としての決定事項と、事務局への指示事項を、それぞれ枠内に表記している。決定事項と指示事項は、次回以降の会議のアジェンダ・ペーパーの冒頭に、審議の履歴として表記される。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及び投影された資料は、IPSASB のウェブサイト (<https://www.ipsasb.org/meetings>) から入手できる。詳しくは各資料を参照されたい。また、本稿末尾の「参考情報その 1」に、IPSASB 関連の公表文書、解説記事、翻訳等へのリンク、ボードメンバー一覧等の情報を、「参考情報その 2」に、今回の議題に関する過去の報告記事を、それぞれまとめているので参照されたい。

## 1. 全般的事項

2025 年 12 月の IPSASB 会議は、2025 年 12 月 2 日～5 日に、アメリカ合衆国のニューヨークにて開催された<sup>1</sup>。参加者は、18 名のボードメンバー（以下、メンバー）、テクニカル・アドバイザー（以下、TA）、招待オブザーバー及びスタッフを合わせて 46 名であった。

今回の IPSASB 会議では、以下の公表文書が承認された。

承認	IPSAS 第 51 号「保全目的で保有する有形天然資源」	本稿 3. を参照
承認	IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」	本編 4. を参照
承認	ED 第 94 号「IPSAS と政府財政統計マニュアル 2014 の連携（IPSAS 第 22 号の修正）」	本編 5. を参照

本稿は会議の議題と決定事項の報告であり、上記文書の詳細は解説していない。公表後に解説記事を別途掲載するのでそちらを参照されたい。

Ian Carruthers 議長による挨拶の後、全般的な事項について承認と報告が行われた。

- 2025 年 9 月会議と 10 月会議の議事録案（非公開）を承認した。

会議の直前の 2025 年 12 月 1 日には IPSASB 諮問助言グループ（CAG）の会議が開催された。アフリカ諸国における発生主義 IPSAS の採用国の増加傾向及びサステナビリティ報告の進展などについての報告、IPSAS と GFSM の連携の強化、重要性の判断の行使、の三つが CAG 会議の主な内容であった。

## 2. 事務局長による作業計画報告

### (1) 事務局長からの連絡事項（会議初日）

- サステナビリティ報告基準の承認を予定している。IFAC、カナダ政府による支援に加え、世界銀行や英国勅許公認会計士協会（ACCA）などの資金支援に深く感謝する。
- 天然資源の IPSAS と、政府財政統計との連携に関する公開草案の承認も予定している。
- 2026 年 6 月に CIGAR ネットワークとの学術共同会議の開催に向けて準備を進めている。

### (2) 事務局長からの連絡事項（会議最終日）

- 今回の会議で承認された文書 3 点（1. で前述）についての振り返り。
- 2026 年第 1 四半期にはオンライン会議は開催しないが、今後も必要に応じて開催予定。
- 次回は 2026 年 3 月のカナダ・トロントの会議を予定。
- IFAC 本部の移転により、現在のオフィスにおける会議は今回が最後である。

メンバーから、次のコメントがあった。

<sup>1</sup> 会議の動画は YouTube で公開され、無償で視聴できる予定。

## IPSASB 2025 年 12 月会議報告記事

- 3月会議で予定されている「重要性の判断の行使」は、公的部門特有の設例等の事前確認に時間を要すると思われる所以、早めに資料を見たい。 →強硬にスケジュールどおりに進める予定ではないので、安心して欲しい。

### (3) プロジェクトの進捗等（2024 年～2028 年の現中期計画期間）：2026 年 1 月 31 日時点

最終文書の承認予定が早い順に掲載。

濃い灰色 : プロジェクト完了又は公開終了

灰色 : 承認済かつ公表前。又は承認済かつコメントレター募集期間中

無色 : 承認前

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
IPSAS の改善 2023	—	2023/10 ED85	2024/03	2024/04
戦略及び作業計画 次期中期計画の策定	2023/09	—	2024/09	2024/10
リース・フェーズ 2 公的部門特有のリースに関する規定の追加	2020/12 (RFI)	2022/12 ED84 2024/03 ED88	2024/06	2024/10
	2023/12 ED86	2024/09	2024/11 IPSAS50	
IFRIC 第 20 号に対応する適用指針を開発	2022/03	2023/12 ED87	2024/09	2024/11
		2024/03 ED89	2024/12	2025/01
測定・フェーズ 2 現在操業価値の各基準書への適用	—	2024/06 ED90	2025/06	2025/08
		—	2025/03 ED93	2025/09
重要性の判断の行使（フェーズ 1） 重要性の定義の一貫性を確保する	—	2024/06 ED91	2025/09	2025/10
		—	2025/03 ED93	2025/09
IPSAS 第 33 号（初度適用）の改訂 トピック別に内容を整理し使いやすくする	—	2024/09 ED92	2025/12	2026/01
		—	2025/03 ED93	2025/09
気候関連開示（自身の業務） IFRS-S2 を公的部門用に修正	2022/03	2024/09 ED SRS 1	2025/12	2026/01
			2026/12	
IPSAS と GFS の関係強化 GFSM2014 との整合性を改善する		2025/12	2026/06	
		—	2026/03 ED94	2026/09

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
作業計画中間コンサルテーション IPSASB の作業計画に関する意見を求める	2025/09	—	2026/09	
IPSAS の改善 2025 IASB の改訂等を IPSAS に取り込む	—	2026/03	2026/09	
IPSAS 第 31 号への COV の適用 無形資産に COV を適用する	—	—	2026/09	
重要性の判断の行使 IFRS 実務記述書を IPSAS に取り込む	—	2026/03	2026/12	
財務諸表の表示 IASB の進展等を検討	2026/03	未定	未定	

本稿後半の「[参考情報その 1](#)」に IPSASB 関連の記事、翻訳等へのリンクをまとめているので、必要に応じて参照されたい。

### 3. 天然資源

#### (1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

##### ① プロジェクトの目的

天然資源プロジェクトは、有形天然資源の認識、測定に関する調査研究と論点への対処を行うことを目的としている。

##### ② これまでの進展

2020 年 3 月 プロジェクト概要書<sup>2</sup> を承認。

2022 年 5 月 CP 「天然資源」<sup>3</sup> を公表。

2024 年 9 月 ED 第 92 号「有形天然資源」<sup>4</sup> を承認、同年 10 月に公表。

2025 年 4 月 ED 第 92 号に寄せられたコメントレターの検討を開始。

2025 年 9 月 IPSAS 第 51 号「保全目的で保有する有形天然資源」草稿の検討を開始。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

#### (2) 最終文書草稿の改訂（3.2.1）

2025 年 10 月会議の以下の指示事項に基づく、IPSAS 第 51 号「保全目的で保有する有形天然資源」草稿の改訂内容を確認した。

- 会計処理単位に関する適用指針と整合する本文を策定する。

<sup>2</sup> 天然資源のプロジェクト概要書

<sup>3</sup> 解説記事あり。【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「天然資源」」の解説

<sup>4</sup> 解説記事あり。【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 92 号「有形天然資源」の解説

- 他の IPSAS から IPSAS 第 51 号草稿への項目の振替に関するガイダンスがないことについて「結論の根拠」で説明する。
- 複数の目的のために保有される有形天然資源について、保有する主目的の評価に関する適用ガイダンスを策定する。
- 上記以外のメンバーからの意見に基づいて草稿を修正する。

メンバーの主なコメントは次のとおり。

- 他の IPSAS と IPSAS 第 51 号の間での項目の振替について、自然再生（リワイルディング）の事例は非常に優れており、公的部門では一般的だと思う。IPSAS 第 16 号「投資不動産」に関連する規定が存在する。IPSAS 第 51 号草稿の結論の根拠（BC）の記述には IPSAS 第 16 号に基づくガイダンスが含まれているので、該当箇所は BC から本文に移動する必要がある。
- AG と本文との関連が理解しにくいので、AG2 項から AG9 項の配置を、本文に整合させるように変更した方がよい。→AG3 項から AG2 項に文章を移動することで混乱が生じている。この部分は分けて記載したい。
- 多目的に利用されている森林の会計処理単位についての質問。→天然資源を異なる目的に使用される部分に分離できない場合、何が主目的なのかを判断する必要がある。
- 第 17 項の当初測定における保有目的（操業能力のため）の判断の記載を緩和できないか。→保全目的で保有する資産は、操業能力のためにのみ使用できる、という判断を下しているので難しい。収益獲得目的が入る場合は別基準になる旨を BC で明確にしたい。
- 第 20 項(b)の文章は、コストの構成要素が不明確なので「取得に直接帰属するコスト」のように明確にしてはどうか。→持ち帰り検討する。
- IG7 項は、経済的な活動による収益と費用、及び保全活動に係る費用を比較するという具体的な例が挙げられているが、主に費用を見て検討する設例は不適切である。最後の文は削除すべき。→削除する。
- AG8 項は複数の便益について言及し、AG13 項は文化的な価値について述べていることに対する IG7 項及び IE6 の関係がわかりにくい。どのような状況が保全の主たる目的とみなされるのかがわからない。→会議外で明確化に向けて修正したい。
- 第 35 項で「有限の期間」という表現が削除されたが、残すべきではないか。→二つ前の段落で「耐用年数が不確定な資産」について議論済みだというコメントに基づいて削除している。

上記のコメントに基づいて事務局が修正方針の一覧（Subject to）を提示し、会議最終日に該当箇所の修正稿を検討することとなった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終的な修正を IPSAS 第 51 号「保全目的で保有する有形天然資源」に取り込む。</li> </ul>
------	---

### (3) IPSAS 第 51 号「保全目的で保有する有形天然資源」の承認（3.2.2）

IPSAS 第 51 号「保全目的で保有する有形天然資源」の承認投票を行い、出席者全員の賛成で承認された。発効日は 2028 年 1 月 1 日である。

承認後、「公開草案の再公開が必要かどうか」の検討を行った。IPSAS 第 51 号は ED に含まれていた「代替的見解（AV）」とステークホルダーから寄せられたコメントに基づいているので、公開草案に含まれていないまったく新規の原則は IPSAS 第 51 号にはないと事務局が主張した。これに対して、再公開は必要ではないが、代替的見解と IPSAS 第 51 号は異なるものなので、その点は明確にすべきであるとコメントがあった。基準書の範囲が、残余資産ではなく、純粹に保全目的で操業能力のために保有するものに限定されているので、フィードバック文書にその旨を記載する。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者が提起した重要論点は、全て議論した。</li> <li>定められた手続き（デュー・プロセス）を遵守した。</li> <li>最終文書を投票で承認した。</li> <li>再公開が必要になるような公開草案への重大な変更はない。</li> <li>発効日は 2028 年 1 月 1 日とする。早期適用を認める。</li> </ul>
-------------	---

#### (4) ED 第 92 号「有形天然資源」に関するフィードバック文書案（3.2.3）

事務局が ED 第 92 号「有形天然資源」に関するフィードバック文書案を説明した。この文書は正式な IPSASB の文書ではない。

メンバーの主なコメントは次のとおり。

- 地下資源に関する扱いの変化について、CP では多くの内容が含まれていたので、より多くの人々に理解を深めてもらうことは有用である。
- 将来世代のための選択肢について言及すべきである。

## 4. 気候関連開示

#### (1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

##### ① プロジェクトの目的

公的部門の気候関連開示に関する原則を示すことによって、開示される情報に基づく意思決定とアカウンタビリティが改善されること、及び、気候変動に対処するための国際的な活動を支援することを目的としている。

##### ② これまでの進展

IPSASB は、近年のサステナビリティ報告に関する公的部門用のガイダンス開発ニーズの急速な高まりを受け、今後の方向性について広く意見を募集するため、2022 年 5 月にコンサルテーション・ペーパー（CP）「公的部門のサステナビリティ報告の推進」<sup>5</sup> を公表した。

<sup>5</sup> 解説記事あり。【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」」の解説

2023 年 3 月会議で、「気候関連開示」の検討を行うことを合意し、2023 年 6 月会議でプロジェクト概要書<sup>6</sup> を承認した。

2024 年 9 月会議でサステナビリティ報告基準公開草案第 1 号「気候関連開示」<sup>7</sup>（以下、SRS ED 第 1 号という。）を承認し、同年 10 月に公表した。

2025 年 3 月会議で、SRS ED 第 1 号に寄せられたコメントレターを分析する方法について議論を行った。

2025 年 4 月会議から 9 月会議にかけて、SRS ED 第 1 号に寄せられたコメントレターに基づく論点の議論を行った。

2025 年 9 月会議で、最終文書の初稿の検討を行った。今回は、最終文書の修正稿の検討を予定している。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

## (2) IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」草稿の改訂（4.2.1）

2025 年 10 月会議の指示事項に基づく、IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」草稿の改訂内容を確認した。

- IFRS S2 号からの離脱は、いずれも公的部門特有の理由に基づかなければならない。
- 基準書案の範囲をより明確にする。
- IPSAS で定義されている用語の一覧を付録として追加する。

メンバーの主なコメントは次のとおりで、金曜日に修正稿を確認することになった。

- 第 27 項(b)の類似機関の指標を入手することは公的部門では時間とコストがかかるので、(b)を削除して、公的部門と民間部門で異なる扱いとすることを BC に明記すべき。→義務付けていることが問題と思われる所以、同項の「ピア指標」に関する規定を第 31 項と整合させ、「shall」を「may」に修正する。削除された「該当する場合には」の一文も元に戻す。
- 第 28 項(g)の削除された文章を復活させる。
- AG3 項の「全て」という表現に疑問がある。作成者が政策プログラムを含めてしまうリスクがある。→ 「主体はその事業モデルにおける全ての活動を含めなければならない」という文章を「主体はその事業モデルにおける活動を考慮しなければならない」と修正する。

決定事項	• 最終的な修正を IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」に取り込む。
------	--

## (3) IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」の承認（4.2.2）

<sup>6</sup> 気候関連開示の[プロジェクト概要書](#)

<sup>7</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）サステナビリティ報告基準 公開草案第 1 号「気候関連開示」の解説](#)

IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」の承認投票を行い、出席者全員の賛成で承認した。発効日は 2028 年 1 月 1 日である。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>関係者が提起した重要論点は、全て議論した。</li><li>定められた手続き（デュー・プロセス）を遵守した。</li><li>最終文書を投票で承認した。</li><li>再公開が必要になるような公開草案への重大な変更はない。</li><li>発効日は 2028 年 1 月 1 日とする。早期適用を認める。</li></ul>
------	---

#### (4) IPSASB SRS ED 第 1 号「気候関連開示」に関するフィードバック文書案 (4.2.3)

事務局が IPSASB SRS ED 第 1 号「気候関連開示」に関するフィードバック文書案を説明した。

メンバーの主なコメントは次のとおり。

- フィードバック文書に「IPSAS とは別の基準である」ことを明記すべき。
- 政策プログラムに関する記載について、関係者の意見や回答を正確に反映しているかを確認すべきである。政策プログラムを範囲にすべきという要請があつた旨を記載すべき。→ フェーズ 2 に関しては、プロジェクトを分割することを決めたのが現状なのでそれ以上のこととは記載できない。
- 重要性に関する記載について、定義に関するボードの意見を明示すべき。

#### (5) IPSASB SRS ED 第 1 号「気候関連開示」の導入支援 (4.2.4)

事務局が IPSASB SRS ED 第 1 号「気候関連開示」の採用と導入の支援の方針案について説明した。イベントの開催や外部組織との意見交換などが予定されている。

メンバーの主なコメントは次のとおり。

- イベントで、投資家や主要な利害関係者を対象としている旨が記載されているが、投資家とは具体的にどのようなグループを指すのか。→ 議論中だが、ソブリン債に特化したグローバル投資家を集めるイベントか、もう少し幅広なものになりそう。
- SIF（サステナビリティ導入フォーラム）に関する啓発活動が必要。
- 完全に SRS 基準に準拠していないとしても、SIFなどを通じて先進事例を紹介することは有意義である。
- 財務報告とサステナ報告の関係について、コミュニケーションを行うことが重要。

### 5. IPSAS と GFSM の関係の強化

#### (1) 本プロジェクトの目的と、これまでの進展

本プロジェクトは、IMF が公表している「政府財政統計マニュアル」(GFSM) 2014 に基づく報告を行う際に役立つように、IPSAS に会計方針の選択に関する規範性のないガイダンスを定めることを目的としている。

2025 年 3 月の会議でプロジェクト概要書<sup>8</sup> を承認し、公開草案の開発の方向性について議論を行った。同年 9 月の会議で、公開草案の草稿の一部を検討した。これまでの進展については、本報告記事の巻末「参考情報その 2」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

## (2) ED 第 94 号草稿の策定 (5.2.1)

事務局は、ED 第 94 号「IPSAS と政府財政統計マニュアル 2014 の連携」（以下、ED 第 94 号という）の開発中に行った次の 2 項目について説明し、同意を求めた。

- 10 月会議以降の修正箇所。
- IPSAS 第 20 号「一般政府部門に関する財務情報の開示」の、規範性のない適用ガイダンス案

議案書 5.3.1 の、ED 第 94 号の序文と「結論の根拠」の修正稿について、各ページの検討を行った。メンバーの主なコメントは次のとおり。

- IPSAS 第 22 号が承認された当時、概念フレームワークはまだ存在していなかったので、予算に関する BC には、概念フレームワークについて記載すべき。→オンラインで検討。
- データという用語について、統計学者の視点に基づく脚注を付けてはどうか。→データは財務諸表監査の文脈において監査対象となるので、財務諸表監査に関して追記する。
- SMC2 について、「測定基礎のレベルでガイダンスを決定する」という説明について、「測定技法のレベルではなく」等の追記をすることで明確化がはかれる。
- BC30 項の GFSM2014 における測定技法に関する記述は、IPSAS への準拠又は整合性を維持するように修正・追記すべき。
- BC30 項について、複数の測定基礎が使用され得る場合に、実務上はそれほど選択肢は多くないということを盛り込みたい。

議案書 5.3.2 の ED 第 94 号草稿の適用ガイダンスについて、各ページの検討を行った。メンバーの主なコメントは次のとおり。

- 序文で達成しようとしている「会計士と統計学者の間で、監査済みの会計データをより多く活用できるよう、対話を開始する」という目標に関する記載が欠けているので、既存のガイダンスの一部を再構成するべき。→修正文案を受け取っているので対応したい。
- IPSAS 第 51 号を承認したので、ED 第 94 号の公表時期と IPSAS 第 51 号の公表時期の順序について確認が必要。→1 月末までに IPSAS 第 51 号を公表し、ED 第 94 号はその後の公表という順番になる。
- IPSAS 第 51 号末尾の「GFSM2014 との比較」のボックスは、このプロジェクトが完了するまでは記載すべきではない。→比較に関するボックスの内容が、ED に対するコメントによって変更されるとは想定していない。ED 第 94 号を最終確定する際に、当該ボックスの内容を再確認する。

---

<sup>8</sup> プロジェクト概要書 <https://www.ipsasb.org/consultations-projects/strengthening-linkages-between-ipas-standards-and-gfsm>

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ED 第 94 号の草稿の変更点を受け入れる。</li> <li>ED 第 94 号には二つの SMC を設ける。</li> </ul>
------	---

### (3) ED 第 94 号の承認 (5.2.2)

ED 第 94 号「IPSAS と政府財政統計マニュアル 2014 の関係強化 (IPSAS 第 22 号の修正)」の承認投票を行った。17 名が賛成、1 名が欠席、賛成多数で承認された。

コメント募集期間は、通常通りの 4 か月とすることが提案された。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ED 第 94 号の草稿を承認する。</li> <li>ED 第 94 号のコメント募集期間は 4 か月とする。</li> </ul>
------	--

## 6. 財務諸表の表示

### (1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

本プロジェクトは、アカウンタビリティと意思決定に役立つように、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」に代わる新しい IPSAS を開発することで、より良い財務情報のコミュニケーションを行えるようにすることを目的としている。

本プロジェクトは現在、コンサルテーション・ペーパー（以下、CP という）と、当該 CP に含まれる例示目的の公開草案（以下、IED という）の開発に向けた検討を行っている。これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

### (2) プロジェクトの概要と次のステップ (6.2.1)

事務局がプロジェクトのこれまでの経過と、2026 年第 1 四半期までの予定を説明した。

メンバーの主なコメントは次のとおり。

- IPSAS 第 1 号と IFRS 第 18 号の注記の構造はどれほど異なっているのかを情報として知りたい。→IED 付きの CP を読むことによって、その点が理解できるようになっている。

### (3) 開示規定：注記の構成 (6.2.2)

事務局は、次の事項を提案した。

- 「注記の構成」に関しては、既存の IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を維持する。また、IASB が 2014 年に公表した「開示イニシアチブ」(IAS 第 1 号の修正)による IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正 (IFRS 第 18 号「財務諸表における表示と開示」に引き継がれた) を IED に取り込む。
- CP の第 6 章に、予備的見解とその理由を掲載する。

予備的見解 14 第 6 章
----------------

IPSASB の予備的見解は、財務諸表注記における情報開示に関する既存の IPSAS 第 1 号の要求事項を維持し、同等の IFRS ガイダンスと一致する IASB の IAS 第 1 号の修正を組み込むことである。

IPSASB のこの予備的見解に同意するか？

同意しない場合、その理由を示すとともに、どのように変更すべきかを明確に説明されたい。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>注記の構造について、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の既存の要求事項を維持すること、及び、IASB による IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に対する 2014 年の修正を取り込むことを CP で提案すべき。</li> </ul>
------	---

#### (4) 開示規定：会計方針の情報 (6.2.3)

事務局は、次の事項を提案した。

- 会計方針の情報の開示に関する既存の IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を維持するとともに、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に対する IASB の 2021 年の改訂（改訂後は IAS 第 8 号「財務諸表の作成の基礎」に移動）を IED に取り込む。
- CP の第 6 章に、予備的見解 (6.2.2 と同じ PV14) とその理由を掲載する。

メンバーの主なコメントは次のとおり。

- IAS との整合性をはかるため、会計方針の開示については IPSAS 第 3 号へ移動することをタスクフォース内で議論していたが、その根拠を理解したい。→IED は CP を理解しやすいように作られている。今後の公開草案段階では、基準書間で規定の配置変更を行う可能性がある。
- CP の序文において、注記は財務諸表本体と同様に重要であり、重要性の概念を曖昧にしてはならない旨を明記すべき。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計方針の情報開示に関する IPSAS 第 1 号の既存の要求事項を維持すること、及び、IASB による IAS 第 1 号の 2021 年の修正を取り込むことを CP で提案すべき。</li> </ul>
------	--

#### (5) 開示規定：見積りの不確実性のソース (6.2.4)

事務局は、次の事項を提案した。

- 見積りの不確実性の原因の開示に関する既存の IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を維持するとともに、それに対応する IFRS のガイダンス（現在は IAS 8 「財務諸表の作成の基礎」に移動）と整合させる。
- CP の第 6 章に、予備的見解 (6.2.2 と同じ PV14) とその理由を掲載する。

メンバーからは特に意見は出なかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積りの不確実性のソースの開示に関する IPSAS 第 1 号の既存の要求事項を維持することを CP で提案すべき。</li> </ul>
------	--

#### (6) 開示規定：純資産・持分及び全般情報に関するもの（6.2.5）

事務局は、次の事項を提案した。

- 主体の純資産・持分及び全般情報に関する既存の IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を維持するとともに、それに対応する IFRS のガイダンスと整合させる。
- CP の第 6 章に、予備的見解（6.2.2 と同じ PV14）とその理由を掲載する。

メンバーからは特に意見は出なかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体の純資産・持分及び全般情報の開示に関する IPSAS 第 1 号の既存の要求事項を維持することを CP で提案すべき。</li> </ul>
------	---

#### (7) 経営者が定義した業績指標（6.2.6）

事務局は、次の事項を提案した。

- IFRS 第 18 号「財務諸表の表示及び開示」の経営者が定義する業績指標（MPM）に関する要求事項は、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」に代わる新しい IPSAS 基準には導入しない。
- CP の第 6 章に、予備的見解（6.2.2 と同じ PV14）とその理由を掲載する。

メンバーの主なコメントは次のとおり。

- 事務局の説明に関して、IFRS の定義に準拠した MPM の事例が見つからなかつたという点については、ニュージーランドでは事業損益の指標を設定しているので、公的部門でも普通に存在するといえる。→ カナダも同様に設定している。この論点については予備的見解を出すには時期尚早であるので、SMC で問い合わせた方がよい。
- IFRS 第 18 号における MPM の 3 要件のうち、「収益と費用の小計」という点で多くの公的部門における指標が脱落するが、その他の 2 要件（財務諸表外での公開コミュニケーションを使用、主体の財務業績全体に係る経営者の視点を財務諸表利用者に伝える）は満たしている。IFRS 第 18 号をそのまま採用するのではなく、公的部門特有の説明を追加すればよい。
- 公的部門に特化した IFRS の特別適応版を設けることが有益。公的部門特有の経営者の市業績指標を明確化する。
- 民間セクターにおける具体的な事例分析が少ないと感じる。民間セクターの例から出発し、公的部門でも適用可能かどうかを特定してはどうか。
- IFRS 第 18 号の業績測定指標をそのまま取り込まないという事務局提案を支持する。
- 民間企業と公的部門の主体では、財務諸表の利用者の分析能力に差がある。

- 事務局提案に賛成。重要な点は、MPM は特定の民間企業の業績評価と密接に関連しているので、公的部門ではその特徴を明確にする必要がある。財務業績の定義と同様に、民間とは全く異なるものになるはず。
- 事務局提案に賛成。独自の MPM の定義が必要ではないか。GDP に対する債務比率や、GDP に対する黒字・赤字の比率がより重要になる。法域ごとに独自の指標が存在するので、SMC を求めるとよい。
- 公的部門は民間とは異なるので、IFRS 第 18 号の MPM を公的部門にそのまま導入することは適切ではない。民間企業では最終的な損益数値が業績指標となるが、その要因を分化する作業が重要である。公的部門の主体は利益創出を目的としないので、業績の意味合いが異なる。公的部門における業績の意義そのものを明確化すべき。
- この問題の答えは我々にはわからないので、CP を利用する意味がそこにある。答えが明白だと考えることは危険。
- 事務局提案に賛成。公的部門用の MPM を見つけるのは難しいと考える。我々の方針とは異なるので、適用範囲外とする事務局提案を支持する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 第 18 号における MPM に関する定義や開示規定は、そのままで IPSAS に取り込まないという予備的見解 (PV) 案を CP に含めるべきである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>PV15 を二つの PV に分割する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ PV15 の修正版として、IFRS 第 18 号の MPM の定義と開示規定をそのままでは取り込まないという IPSASB の見解を表す。</li> <li>➢ 新しい PV16 として、IFRS 第 18 号の MPM の定義と開示規定は公的部門には適合しないという IPSASB の見解を表し、かつ、公的部門のニーズを明確に説明する PV に反対意見があるかを問い合わせる。また、当がニーズに対処するためにどのように MPM を適合させるべきかを事例と共に求め、別プロジェクトが必要かどうかを判断する。</li> </ul> </li> <li>IFRS 第 18 号の MPM の適用可能性に関するメンバーのコメントと見解を反映するように CP の第 6 章を修正する。</li> </ul>

#### (8) CP 草稿 第 6 章のレビュー (6.2.7)

CP 草稿の第 6 章「注記における情報の開示」及び予備的見解 (6.2.2 と同じ PV14) について、全体的なコメントを求めたうえで、各ページをレビューした。メンバーからは、項番の抜けに関する校正上の指摘のみがあった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP 第 6 章の文章と PV は、IPSASB の開示規定に関する熟慮と見解を適切に捉えている。よって CP に取り込むべきである。ただし、事務局への指示事項が対応されることを条件とする。</li> </ul>
------	---

**(9) CP 草稿の最終レビュー (6.2.8)**

PV と SMC を含む、CP 草稿の最終レビューを行った。

メンバーの主なコメントは次のとおり。

- 2.11 項で、主体が承認済み予算を公表する場合についての記載は、削除すべき。→GFSM との関連に基づく更新であるが、ここでは関連しないかも知れないで確認する。
- 4.30 項(c)の税制に関する追加項目について。中核的サービスを提供するための関連費用という記載は、税金は費用とは対応しないという整理と矛盾するのではないか。→同意だが、欠席しているカレン・サンダーソンが推進してきた事項であるので、再度検討する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CP 草稿は全ての表示規定に関する IPSASB の議論と見解を適切に反映している。ただし、事務局への指示事項が対応されることを条件とする。</li> <li>• CP 草稿に示されているように、CP には 16 の PV と一つの SMC を含めるべきである。ただし、事務局への指示事項が対応されることを条件とする。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第 4 章の 4.30 項(c)を修正して、税金に関する表示区分が機能するようにする際の概念上の課題と実務上の課題に関し、メンバーの会議中のコメントと見解を反映する。</li> </ul>

**(10) IED 草稿の広範囲な改訂 (6.2.9)**

2024 年 9 月会議以降の IED の変更箇所の説明を受けた。

メンバーからは特に意見は出なかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CP に含まれる例示目的の公開草案 (IED) は、2025 年 12 月会議で示された 3 列の表形式で公表すべきである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 付録 D の冒頭で、IED の目的に関する説明を含める。</li> </ul>

**(11) IED 草稿における用語定義の追加 (6.2.10)**

「重要性がある」、「当期の余剰又は欠損」、「期首余剰又は欠損」「再振替の調整」「純資産・持分」の用語定義を追加することが提案された。

メンバーからは特に意見は出なかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 定義案は、CP で形成された IPSASB の見解を反映しているので、IED へ取り込むべきである。</li> </ul>
------	--

**(12) CP 第 4 章に対応する IED のガイダンス (6.2.11)**

CP 第 4 章「財務業績計算書」に対応する IED の修正箇所を確認した。

メンバーからは、第 122 項について、IPSAS 第 51 号が承認されたので、何か追記が必要か確認すべきとのコメントがあった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務業績計算書に関する表示規定に関する IED のガイダンスは、CP 第 4 章における IPSASB の見解を適切に反映しており、IED に取り込まれるべきである。</li> </ul>
------	---

### (13) CP 第 5 章に対応する IED のガイダンス (6.2.12)

CP 第 5 章「純資産・持分変動計算書」に対応する IED の修正箇所を確認した。

メンバーからは特にコメントはなかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>純資産・持分変動計算書に関する表示規定に関する IED のガイダンスは、CP 第 4 章における IPSASB の見解を適切に反映しており、IED に取り込まれるべきである。</li> </ul>
------	---

## 7. 重要性の判断の行使

### (1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

#### ① プロジェクトの目的

「重要性の判断の行使」プロジェクトは二つの目的を持っている。第 1 に、IPSASB の概念フレームワークと IPSAS の間で一貫性のある重要性の定義を定めるために、規範性（強制力）のあるガイダンスを改訂する。第 2 に、IPSAS と IPSASB SRS に従って一般目的財務報告書を作成する際に「重要性の判断の行使」をどのように行うかを明確化するために、規範性（強制力）のないガイダンスを作成する。

#### ② これまでの進展

2024 年 12 月会議から検討を開始し、2025 年 3 月会議で「プロジェクト概要書」<sup>9</sup>を承認した。同文書では、本プロジェクトを次の 3 段階に分けて実施することを計画している。

三つのフェーズとそれぞれの内容		進捗状況
1	IPSASB の概念フレームワークと IPSAS の間で「重要性」の用語定義に一貫性があるかどうかを確認し、必要な場合は修正案を提示する。	完了（2025 年 10 月に最終文書を公表）
2	IPSAS における重要性—IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」に基づく規範性のないガイダンスを策定する。（狭い範囲のプロジェクト）	2025 年 6 月会議で教育セッションを実施

<sup>9</sup> プロジェクト概要書（英文） <https://www.ipfasb.org/consultations-projects/making-materiality-judgments>

3	IPSASB SRS における重要性—IPSASB SRS に従ってサステナビリティ報告書を作成する際の、重要性の判断の行使に関するガイダンスを策定する。	—
---	---	---

フェーズ 1 は、2025 年 9 月会議で「「重要性がある」の定義」(IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号及び概念フレームワークの修正)」承認し、同年 10 月に当該文書を公表して完了した。

フェーズ 2 は、2025 年 6 月会議で IFRS 実務記述書第 2 号に関する教育セッション（研修）が行われた。2025 年 6 月会議の詳細は、当該会議の報告記事を参照されたい。今回から、フェーズ 2 の具体的な検討が開始される。

## (2) 事務局による本プロジェクトの概要の説明 (7.2.1)

前述した本プロジェクトの概要と、そのフェーズ 2 について事務局が概説した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 実務記述書第 2 号は民間部門用で、純粹に財務的リターンに焦点を当てているので、視点が異なっている。アカウンタビリティの履行という側面も存在するが、それを重要性の判断にどのように組み込むのかは明確でない。事例について、結論に至る過程をより詳細に説明することが考えられる。IPSAS の利用者向けに調整する必要がある。
- CAG の議論を傍聴して、定性的な側面が強いと感じた。
- 公的部門の主体は多様であるので、原則主義を重視する必要がある。また、この文書の位置付けを明確化する必要がある。

## (3) 実務記述書第 2 号のガイダンスの、公的部門向けの修正 (7.2.2)

事務局は、実務記述書第 2 号を公的部門向けのガイダンスに修正するためのアプローチとして次の 2 項目を提案した。

- IFRS 実務記述書第 2 号の構成をおおむね維持する。
  - IFRS 実務記述書第 2 号の各セクションを、「採用」「校正」「削除」の 3 種類のいずれかに分類する。なお、IAS 第 34 号「期中財務報告」及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬」の会計方針に関する情報のセクションは、「削除」に分類し、フェーズ 2 の対象外とすることが提案されている。
  - IFRSへの参照や文章の体裁を IPSAS のルールに合わせるために変更する。
  - 注記のそれぞれについて、「修正」「削除」のいずれかに分類する。
- 「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク」(概念フレームワーク) 及び IPSAS との整合性を確保する。

7.2.2 に関するコメントは、次の 7.2.3 と合わせて求めることとされた。主な内容をここにまとめて記載する。

- 期中財務報告を行っている国があるので、公的部門が行う際に役立つ、実務上適用可能なガイダンスではないのかを確認したい。対応する IPSAS がないので検討しないのではなく、もっと適切な説明の仕方があるはず。
- ガイダンスに、法令・規制との相互作用、又は予算との相互作用のカテゴリーを追加すべきである。
- 公的部門では、アカウンタビリティの観点から、定性的な重要性に重点が置かれることがあるので、文書に記載が必要である。
- 契約に関する情報についてのセクションは、融資契約に特化した内容となっているが、より広範な制限が存在する可能性がある。他の形態の契約、例えば資金調達条件などのコメントについても触れてはどうか。

上記の論点の検討の後、ED 草稿（7.3.3）についてセクションごとの検討を行った。メンバーの主なコメントは次のとおり。

- 導入部と目的セクションの間で、このガイダンスが発生主義 IPSAS のみに関係するのか、それとも現金主義 IPSAS にも関係するのかを確認すべきである。→発生主義 IPSAS のみであるが、明確化は大切。
- 例 C について、国際機関が石炭火力発電所を所有していることになっているが、違和感があるので名称を変更した方が良い。
- 例 A について、質的重要性の概念を導入するのに適していると思う。
- 例 G について、冒頭文で使われているいくつかの用語は、南アフリカ特有のものなので、変えた方がよい。
- 第 49 項について、産業セクターに言及しているが、公的部門の表現に変えた方がよい。
- 第 52 項～第 55 項の定性的要因と定量的要因の相互作用のセクションは、民間部門と公的部門の違いをもう少し明確にする必要がある。定性的な要素の方がより重要である。
- 第 69 項の削除した文書は残すべき。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>期中財務報告における重要性の判断に関するガイダンス、及び会計方針に関する情報のガイダンスは IPSAS に対応するガイダンスが存在しないので、ED 草稿「重要性の判断の根拠」には含めない。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>ED 草稿は現金主義 IPSAS には適用しないことに留意する。</li> <li>重要性の判断を行う際の、アカウンタビリティの解除に関するガイダンスをどのように取り込むか分析する。</li> <li>重要性と、承認済み予算との関係に関するセクションを追加すべきかどうかを分析する。</li> <li>公的部門において重要性の判断を行ふ際に、定性的な検討が一般的に行われるることを反映するために、「定性的要因と定量的要因の相関関係」のセクションを適宜取り込む。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特約に関する情報」のセクションで、公的部門で一般的な資金調達条件についても論じるべきかを分析する。</li> </ul>
--	--

#### (4) 実務記述書第 2 号の設例を公的部門用に修正する (7.2.3)

事務局は、IFRS 実務記述書第 2 号の設例を、「採用」「校正」「削除」の 3 種類のいずれかに分類することを提案した。メンバーの主なコメントは、先述 (3)の 7.2.2 に対するコメントとまとめて記載している。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的部門特有の論点の例を追加する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 分類と表示</li> <li>➤ 資産計上するか否かの判断が、定量的要因ではなく定性的要因に基づく場合の認識</li> </ul> </li> <li>例 C と例 G を、公的部門用に適宜修正して取り入れる。</li> <li>「定性的要因と定量的要因の関係」のセクションにおける例を、公的部門で重要性の判断を行使する際には、定性的な検討が一般的であることを反映するように適宜修正して取り入れる。</li> </ul>
---------	--

#### (5) フェーズ 3 に関する教育セッション (7.3.2)

ISSB が 2024 年 11 月に公表した教育的資料「サステナビリティ関連のリスク及び 機会、並びに重要性がある情報の開示」を事務局が解説し、質疑応答が行われた。

メンバーの主なコメントは次のとおり。

- 他のステークホルダーとの相互運用性について。IFAC の 2 ブロック・モデルでは、相互運用性は公的部門と民間部門の間で行われる。S1 と S2 のケースでは、公的部門と民間部門の相互運用性を拡大するものなのか。→ 持ち帰り、この文書の適合作業を進める中で検討したい。
- 作業部会に関する情報をもう少し詳しく。→ まだ始まったばかりなので進展に応じて説明する。
- 主要な利用者が、フェーズ 2 とフェーズ 3 の間で機能するようにすべき。IASB や ISSB の文書は投資家に焦点を当てているので、より広範な利用者に焦点を当てるべき。
- フェーズ 2 にまだ着手していない状態で、公的部門の領域にこの文書を適切に適用できるのかが疑わしい。ISSB 文書は投資家と製造業が中心となっている。バリューチェーンという用語について慎重に扱う必要がある。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトの詳細な工程表と、作業部会の構成を含む、本プロジェクトのフェーズ 3 の概要を、次の会議に提示する。</li> </ul>
---------	--

## 8. 拡大する CFO の役割に対応する

国際会計士倫理基準審議会（IESBA）のボードメンバーである David Wray 氏、IESBA 事務局の Jon Reid 氏、同 Carla Vijian 氏の 3 名によるプレゼンテーションが行われた。IPSASBにおいて IESBA 関係者が発表を行うのはこれが初めてである。

主な内容は、世界中の組織、金融市場、経済の適切な機能と持続可能性の基礎となる、企業や組織の倫理的行動と財務情報および非財務情報に対する公衆の信頼の礎として、高品質の国際倫理基準(独立性を含む)を設定する IESBA の役割の説明であった。

IESBA 代表は、IPSASB 会議出席者とのブレークアウト・セッションを開催し、公的部門の最高財務責任者（CFO）の役割の変化に関するコメントを求めた。ここで得られたコメントは、IESBA が現在進めているプロジェクトの調査段階において、IESBA のハンドブックの改訂の必要性について活用される。IESBA は当該プロジェクトの進捗に伴い、IPSASB に定期的に最新情報を提供する予定である。

## 9. 測定－適用フェーズ：IPSAS 第 31 号における COV

### (1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

#### ① プロジェクトの目的等

本プロジェクトは測定プロジェクトの適用フェーズの第 2 部である。測定プロジェクトはこれまで、フェーズ 1 と、適用フェーズの第 1 部が完了している。

フェーズ 1 は、IPSAS 全体に共通する 4 種類の測定基礎に関するガイダンスを定めることを目的とし、2023 年 5 月に IPSAS 第 46 号「測定」を公表して完了した。

続く適用フェーズの第 1 部は、各 IPSAS の測定に関する規定に、IPSAS 第 46 号が定めた現在操業価値（以下、COV）の測定基礎が適用可能かどうかを評価することを目的とし、2025 年 8 月に「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」を公表して完了した。当該文書は当初、IPSAS 第 31 号「無形資産」に対する COV の適用も扱っていたが、2024 年 8 月に公表された公開草案第 90 号「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」（以下、ED 第 90 号という）に寄せられたコメントは賛否両論に分かれていたので、分析を深めることが必要であるとして、IPSAS 第 31 号に関するセクションは最終文書から削除された。

#### ② IPSAS 第 31 号に対する COV の適用の論点（2025 年 6 月会議の議事録より）

IPSAS 第 31 号「無形資産」は、無形資産の測定を次のように定めている。

当初測定	(原則) 原価で測定 (例外) 非交換取引で取得した場合は、公正価値で測定
事後測定	会計方針の選択：歴史的原価モデルと現在価値モデルの二つから選択 歴史的原価モデルを選択 → 歴史的原価で測定 現在価値モデルを選択 → 公正価値で測定

ED 第 90 号は、当初測定の例外の場合（非交換取引で取得した場合）に、COV が適切な測定基礎であること、及び、事後測定で現在価値モデルを選択した場合の測定基礎として COV を追加することを提案していた。

しかし、ED 第 90 号の提案には多くの回答者が懸念を示しており、代替的見解（反対意見）に賛同する意見も多かった。主な反対理由は次のとおり。

- ED 第 90 号は公的部門の主体が操業能力のために無形資産を保有し、当該資産に活発な市場が存在しない場合には、「活発な市場を参照して見積もりを行う」ことを求めていない。その結果、無形資産の事後測定にあたり、コスト・アプローチを用いて COV を見積ることになるが、その見積りの「信頼性」と「表現の忠実性」は疑わしい。
- IASB は現在、IAS 第 38 号「無形資産」に関する包括的なプロジェクトを行っている。当該プロジェクトが完了して IPSAS 第 31 号に及ぼす影響が明らかになるのは 2026 年の下半期以降になるので、それまで COV の適用に関する分析を待った方が良い。

上記の懸念を考慮し、事務局は、IPSAS 第 31 号に対する COV の適用に関する検討を COV の適用のプロジェクトから分離して、新規プロジェクト候補である「IPSAS 第 31 号に対する範囲を限定した改訂プロジェクト」において行うことを提案した。メンバーの意見は事務局提案に賛同するものだったので、IPSAS 第 31 号への COV の適用については当時進行中の想定プロジェクトの適用フェーズから分割して検討を進めることが決定した。

#### (2) プロジェクトの概要説明 (9.2.1)

プロジェクトの概要と今後の進め方について事務局が説明した。

#### (3) コメント募集事項 (SMC) 1 に対する回答 (9.2.2)

事務局は、ED 第 90 号の SMC 1 に寄せられたコメントの概要と、コメントに基づく論点を説明した。反対意見に基づく主な論点は次のとおり。((1) ②を参照)。

- COV の適用可能性は、IAS 第 38 号「無形資産」の改定後に検討すべきである。
- 「活発な市場」の制約が COV にはない。
- IPSAS 第 31 号に COV を導入すると、操業目的で保有する無形資産と、財務目的で保有する無形資産の間で測定に不整合が生じる可能性がある。
- 無形資産に対する特定の COV の原則の適用可能性

#### (4) IPSAS 第 31 号に対する COV の概念的な適用可能性 (9.2.3)

事務局は、IPSAS 第 31 号の範囲内の無形資産の測定には、COV が概念的に適用可能であるという結論を保持することを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- CAG は、過去の会議で、現在操業価値の IPSAS への導入については、実践的なアプローチよりも概念的なアプローチの方がより利点がある旨をコメントしている。IPSAS 第 31 号についても、他の IPSAS と特に異なる必要はないと考えている。
- 実務経験からコメントする。まず、操業能力のために保有する資産は間違いなく存在する。次に、COV を操業能力目的で保有する資産の事後測定に適用できるかについては、理論的には可能である。その次の、COV や減価償却後再調達価額は、資産の価値を忠実に反映するのかについては、疑問がある。さらに、現行の IPSAS 第 46 号は実務家の適用に十分なものではないと考える。
- 政府が保有する無形資産は、事業遂行のために保有されるものであり、売却は困難なものが多い。概念的には現在操業価値の適用は可能である。出口価値のみを測定対象とすると、出口価値が過度に高くなる可能性がある。
- 無形資産と有形資産で議論は大きく変わらないと考える。
- 概念的には適用可能であるという考えに同意。IPSAS 第 46 号をベースに精緻化すべき。
- COV が公的部門で思うように機能するのか、確信が持てない。
- 理論的に成立するものは通常、実務適用が可能である。

議論のまとめとして、議長は COV に基づく測定がどのように行われるのか、三つか四つの事例を示すことを事務局に求めた。当該事例に基づいて検討事項を整理する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IPSAS 第 31 号「無形資産」の範囲内の無形資産を現在操業価値で測定することは、概念フレームワークや IPSAS 第 46 号「測定」の測定に関するガイダンスと整合している。</li> <li>• IPSASB の決定を実務上も概ね導入できるような、十分なガイダンスを提供するために、現在の IPSASB 文献の不足部分を特定する。</li> </ul>
------	---

#### (5) 活発な市場の制約がないこと (9.2.4)

#### (6) その他の論点 (9.2.5)

Andrew 氏から、IPSAS 第 46 号の第 76 項について、再評価を行いそれが資産全体に適用される場合、実務上は解釈が分かれる可能性があるので、検討すべきであると指摘があった。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公的部門の主体で一般的に認識されている無形資産の例を特定し、それらの無形資産に対する現在操業価値の実際の導入状況を分析する。</li> </ul>
---------	--

## 10. IPSAS の改善

### (1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

## ① プロジェクトの目的

関係者から提起された論点に対処するとともに、必要に応じて、IFRS の改訂との整合性を確保するために、IPSAS の軽微な改善を提案する。

## ② これまでの進展

2025 年 3 月会議で、「IPSAS の改善 2025」の検討対象として IASB が公表した 12 本の文書を提示し、うち金融商品関連の六つの文書について論点と ED 草稿を検討した。

同年 6 月会議では、連結財務諸表及びキャッシュ・フロー計算書に関する二つの文書を検討した。また、企業結合に関する二つの文書は別のプロジェクトとすることが決定された。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

### (2) 改善プロジェクトの概要説明（10.2.1）

### (3) IPSAS 第 4 号と IPSAS 第 33 号の修正（10.2.2）

事務局は、プロジェクトの概要と進め方に関する説明を行ったのち、IASB 文書「交換可能性の欠如」（IAS 第 21 号の修正）に基づく IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」に対する修正を、IPSAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」と IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」に取り込むことを提案した。

また、IFRS 会計基準の年次改善－第 11 集に基づく校正的な性質の修正を IPSAS 第 33 号に取り込むことも提案した。

メンバーからは特にコメントなく、提案は承認された。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>交換可能性の欠如に関する、IPSAS 第 4 号「外国為替レートの変動の影響」及び IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」に対する修正案を、2026 年 3 月に承認予定の公開草案に含めることは適切である。</li> <li>IPSAS 第 33 号の校正上の修正案も、2026 年 3 月に承認予定の公開草案に含めることは適切である。</li> </ul>
------	---

### (4) IPSAS 第 40 号の狭い範囲の修正（10.2.3）

事務局は、次の二つの IASB 文書に基づいて IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」を修正することを提案した。

- 「事業の定義」（IFRS 第 3 号の改訂）（2018 年 10 月）
- 「概念フレームワークへの参照」（IFRS 第 3 号の改訂）（2020 年 5 月）

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- AG4C 項に、新しく承認された IPSAS 第 51 号に関する記載を追加すべき。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業の定義」及び「引き受けた偶発負債の認識」に関する IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」の修正案を、2026 年 3 月に承認予定の公開草案に含めることは適切である。</li> </ul>
------	--

## 11. IPSASB 適用グループ

IPSASB 適用グループ（IAG）は、IFRS 解釈指針委員会の活動や、IPSASB に関する要望などをもとに IPSAS の改善が必要と思われる事項について検討し、IPSASB に議題を提案するために組成され、2025 年から活動を開始している。これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

### (1) IAG の活動報告 (11.2.1)

IAG の第 4 四半期の活動と、達成した事項に関する説明を受けた。

IPSASB の事務局は、以下の活動を行っている。

- 論点のデータベースの構築
- IAG の目的などを周知するための動画を作成

### (2) IAG から IPSASB への報告 (11.2.2)

第 4 四半期に事務局が受け付けた質問は 2 件で、いずれも IPSASB 事務局が対処した。第 3 四半期から繰り越された質問 1 件は、IAG が検討した。後者は、公的部門における株式投資の測定に関する質問であった。IAG は、既存の IPSAS のガイダンスは明確であることから、ガイダンスの修正や追加は不要であると結論付けたことを IPSASB に報告した。

IFRIC 関係では新規の課題は生じなかった。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 事実関係に同意。公的部門では頻繁に生じる事例である。
- 単なる塩の購入契約のように見える。テイク・オア・ペイ契約のような、特殊な契約を想定していた。
- IPSASB と IASB が同じような問題に直面し始めている。暗号通貨の論点に関して、対応できる体制を整えておく必要がある。

以上

## 参考情報その1（2026年1月31日時点）

1. 近年に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事）
2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究
3. 基準書の日本語訳
4. 近年に公表された CP・ED と、その解説記事、提出したコメントレター
5. 過去の IPSASB 会議の報告記事
6. IPSASB のボードメンバー

個別の記事・文書等へのリンクが無効となっている場合には、以下を確認されたい。

公表文書の原文	IPSASB のウェブサイト	<a href="#">リンク</a>
文書の日本語訳	日本公認会計士協会のウェブサイトの「専門情報」から「翻訳」	<a href="#">リンク</a>
解説記事	同じく「専門情報」から「国際動向紹介」	<a href="#">リンク</a>
提出コメントレター	同じく「専門情報」から「専門情報一覧」	<a href="#">リンク</a>

### 1. 近年に公表済みの基準書・改訂文書等（原文と日本語解説記事）

基準書等	公表年月	原文	解説記事
IPSAS の改善 2023	2024/04	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
「戦略及び作業計画 2024-2028」	2024/10	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
「コンセッショナリー・リース及び資産に対する権利を譲渡するその他の決め（IPSAS 第 43 号、IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正）」	2024/10	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
IPSAS 第 50 号「鉱物資源の探査及び評価」	2024/11	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS 第 12 号の修正）」	2024/11	<a href="#">リンク</a>	
2024 年版ハンドブック	2024/12	<a href="#">リンク</a>	—
IPSAS の修正：特定の IFRIC 解釈指針	2025/01	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
2025 年版ハンドブック	2025/05	<a href="#">リンク</a>	—
IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正	2025/08	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
国際公的部門財務アカウンタビリティ・インデックス	2025/09	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
「重要性がある」の定義（IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号及び概念フレームワークの修正）	2025/10	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」	2025/11	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
IPSAS 第 51 号「保全目的で保有する有形天然資源」	2026/01	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」	2026/01	<a href="#">リンク</a>	執筆予定

### 2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究

## 参考情報その1

日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第28号  
「国際財務報告基準（IAS）との比較～」（2022/03）

### 3. 基準書の日本語訳

基準書等	翻訳公表	日本語訳
公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク（2023年改訂版）	2025/06	<a href="#">リンク</a>
IPSAS 第40号 公的部門の結合（2016年1月初公表版） (2021年ハンドブック版)	2018/03	<a href="#">リンク</a>
IPSAS 第1号 財務諸表の表示	2022/08	<a href="#">リンク</a>
IPSAS 第2号 キャッシュ・フロー計算書		
IPSAS 第3号 会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬		
IPSAS 第4号 外国為替レート変動の影響		
IPSAS 第5号 借入コスト		
IPSAS 第9号 交換取引から生ずる収益		
IPSAS 第10号 超インフレ経済下における財務報告		

上記の他、未公表の仮訳を多数作成している。必要な場合は日本公認会計士協会（非営利グループ）まで問い合わせされたい。

### 4. 近年に公表された CP・ED と、その解説記事、提出したコメントレター

進行中のプロジェクトの文書は、数年前のものも掲載している。

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第86号「鉱物資源の探査及び評価」及び公開草案第87号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS第12号の修正）」	2024/01	<a href="#">リンク</a> <a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第88号「資産に対する権利を譲渡する取決め（IPSAS第47号及びIPSAS第48号の修正）」	2024/03	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	なし
公開草案第89号「IFRIC解釈指針を考慮した修正」	2024/04	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	なし
公開草案第90号「IPSAS第46号「測定」の適用によるIPSASの修正」	2024/08	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第91号「「国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の限定的な範囲の改訂」（IPSAS第33号の修正）	2024/08	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
サステナビリティ報告基準公開草案第1号「気候関連開示」	2024/10	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>

## 参考情報その1

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第92号「有形天然資源」	2024/10	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第93号「「重要性がある」の定義」 (IPSAS第1号、IPSAS第3号、及び概念フレームワークの修正)	2025/05	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	なし
作業計画コンサルテーション	2025/10	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	検討中

### 5. 過去の IPSASB 会議の報告記事

開催年月	開催国／都市	報告記事
2024/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク	<a href="#">リンク</a>
2024/05	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2024/06	カナダ／トロント	<a href="#">リンク</a>
2024/07	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2024/08	バーチャル開催（任意参加・非公開）	なし
2024/09	ベルギー／ブリュッセル	<a href="#">リンク</a>
2024/12	サウジアラビア／リヤド	<a href="#">リンク</a>
2025/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	<a href="#">リンク</a>
2025/04	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2025/06	カナダ／トロント	<a href="#">リンク</a>
2025/07	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2025/09	ポルトガル／リスボン	<a href="#">リンク</a>
2025/10	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>

### 6. IPSASB のボードメンバー（2025年12月会議時点）

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Ian Carruthers（議長）	イギリス	CIPFA 理事、元財務省	2016※
Patricia Siqueira Varela	ブラジル	サンパウロ大学教授	2020
Scott Showalter	アメリカ	ノースカロライナ大学教授 元 FASAB、元 KPMG	2020
Kamira Sanchez Nicosia	パナマ	EY	2020
小林 麻理	日本	早稲田大学大学院政治学研究科教授 元会計検査院	2021
Hervé-Adrien Metzger	フランス	会計検査院	2021
Renée Pichard	カナダ	デロイト、元会計検査院	2021
Abdullah Al-Mehthil	サウジアラビア	財務省	2022
Maik Esser-Müllenbach	ドイツ	会計検査院	2022
Claudia Beier	スイス	スイス・チューリヒ州	2022

参考情報その1

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Nor Yati Ahmad	マレーシア	財務省	2023
Andrew van der Burgh	南アフリカ	プレトリア大学、ASB、元デロイト	2023
Jona Wala	ケニア	ケニア会計士協会理事	2023
Angela Ryan	ニュージーランド	財務省	2024
Yacouba Traoré	ブルキナファソ	ONECCA-BF 代表	2024
Karen Sanderson	イギリス	元 CAG メンバー、CIPFA	2025
Sung-Jin Park	韓国	延世大学教授、元 KIPF	2025
Yun Huang	中国	財務省	2025

※ Ian Carruthers 議長の任期は 2025 年末まで。

議長以外のボードメンバーの任期は最長で 2 期 6 年間（暦年）。

## 参考情報その2 各プロジェクトの過去の報告記事まとめ

過去の決定事項や事務局への指示事項を、参考情報として以下にまとめる。

なお、各会議におけるメンバーの発言メモは膨大な量なので、ここでは割愛している。個別の発言メモについては、過去の各会議の報告記事を参照されたい。

[アジェンダ3 有形天然資源](#)

[アジェンダ4 気候関連開示](#)

[アジェンダ5 IPSASとGFSMの関係強化](#)

[アジェンダ6 財務諸表の表示](#)

[アジェンダ10 IPSASの改善](#)

[アジェンダ11 IPSASB適用グループ](#)

### アジェンダ3. 有形天然資源（今回の会議の記事は[こちら](#)）

#### 1. CPの開発（2020年3月～2022年3月）

2020年3月の会議でプロジェクト概要書<sup>10</sup>を承認した。2021年3月から検討を開始し、2022年3月会議でCP「天然資源」<sup>11</sup>を承認、同年5月に公表した。

#### 2. EDの開発（2022年3月～2024年9月）

2023年3月会議から公開草案（ED）開発に向けた議論を開始し、2024年9月会議でED第92号「有形天然資源」<sup>12</sup>を承認、同年10月に公表した。コメント募集期限は2025年2月28日。

#### 3. 最終文書の開発を開始 2025年4月会議

##### (1) ED第92号「有形天然資源」に寄せられたコメントの予備的レビュー（1.2.1）

事務局がED第92号「有形天然資源」に寄せられたコメントレターが49通であったこと、及びコメントレターを「賛成」、「部分的に賛成」、「反対」、「コメントなし」、の4種類に分類したことを説明した。今回の会議では、ED第92号のコメント募集事項（SMC）に寄せられたコメントレターに基づき、事務局が作成した分析資料について、メンバーから自由な発言を求め、その結果に基づいて今後の検討課題を明らかにする。

##### (2) SMC1：範囲 に寄せられたコメント（1.2.2）

<sup>10</sup> 天然資源のプロジェクト概要書

<sup>11</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「天然資源」」の解説](#)

<sup>12</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第92号「有形天然資源」の解説](#)

SMCの説明は省き、SMC 1に寄せられたコメントレターに関する事務局の分析資料についてメンバーの意見を求めた。事務局が挙げた論点の他に、次のような論点がコメントレターで提起されているとの意見が出た。

- 単独の基準書を作るのではなく有形固定資産の内訳項目にすべきである。
- 概念フレームワークの原則を変更せずに有形天然資源の基準書は作れない。
- 将来世代の便益は保全のための便益の一部なのか、それとも保全のための便益は将来世代の便益の一部なのかを明確にする必要がある。
- 電波は有形天然資源に分類すべきである。

### (3) SMC5 : IPSAS 第 45 号「有形固定資産」との相互参照 (1.2.6)

SMC 5に寄せられたコメントレターの分析資料について、メンバーからは、次のような意見が出た。

- アジェンダ・ペーパー（1.2.6 の第 4 項）で、IPSAS 第 45 号の原則への相互参照がある場合、測定ガイダンスの適用において混乱が生じる可能性があるというコメントを「部分的合意」に分類している。もし IPSAS 第 45 号の原則を相互参照のみで適用すると混乱が生じるという意見を「部分的合意」に分類して良いのか。

SMC6～8（1.2.7～1.2.9）の分析資料については、特に意見が出なかった。

### (4) ラウンドテーブルとの関係

各アジェンダ・ペーパーに共通する内容として、コメントレターの意見が地域別に開催されたラウンドテーブルで得られたフィードバックとはかなり異なっていることについて、何か IPSASB として対応する予定があるのかという質問があった。

<b>1.2.2～1.2.9 に関する事務 局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 単独の基準書の策定に反対した回答者の主張を分析した資料を作成し、まだ IPSASB が議論していない重要な論点を提起しているかどうか、及び、IPASB が当初の見解を見直すきっかけとなる可能性があるかどうかを確認する。</li> <li>• 基準書の適用範囲に関する議論を踏まえ、期待ギャップが生じる可能性のある分野について、IPASB の見解を最も効果的に伝える方法を検討する。</li> <li>• 「保全」の意味を明確にし、特に将来世代のために特定の天然資源を保有することが含まれるかどうかを明確にする。</li> <li>• 「結論の根拠」で、電磁スペクトル（電波帯）には物理的な実体がないため、有形天然資源とはみなさない理由を説明する。</li> <li>• IPASB が受け取ったフィードバックにどのように対応したかについての説明文をまとめ、公表用のフィードバック文書を作成する。</li> </ul>
---	---

## (5) 主要な検討課題と、今後の進め方（1.2.10）

主要な検討課題と今後の進め方について、メンバーからは次のような意見が出た。

- 期待ギャップが横断的なテーマとなる。第1に、プロジェクト目標については、鉱物資源や水資源を扱うべきであるという期待がある。第2に、多くのコメントレターは、貸借対照表上に計上される天然資源はそれほど多くないという認識を持っている。第3に、資源の管理責任におけるより広範なアカウンタビリティについて。

<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回（2025年6月）の会議で、詳細なプロジェクト計画を提示する。</li> <li>範囲、定義、プロジェクト目標の明確化、IPSASBの概念フレームワーク、そして独立した基準の策定に関する検討など、横断的な課題に関する分析結果を次回の会議で提示する。</li> <li>残りの課題に関する議論は、その後の会議で行う。</li> </ul>
----------------	---

## 4. 2025年6月会議

### (1) ED 第92号「有形天然資源」に寄せられたコメントに関する作業計画（4.2.1）

事務局が今後の作業計画について説明を行った。まず、ED 第92号「有形天然資源」に寄せられたコメントレターに基づいて、論点の検討を2025年6月と7月の会議で行う。9月会議で最終文書の草稿、10月会議でコメントレターに対するフィードバック文書をそれぞれ検討し、12月会議で最終文書を承認する予定である。

### (2) ガイダンスの位置づけに関するコメントの分析（4.2.2）

ED 第92号は、有形天然資源に関するガイダンスを単独のIPSASとして策定することを提案していた。ED 第92号に寄せられたコメントレターを分析した結果、引き続き、単独のIPSASとして最終文書を開発することが提案された。

メンバーの意見が大きく分かれたので、挙手による評決を行った。単独の基準書とする事務局案には賛成が13名、反対が1名、保留が2名だった。単独の基準書とすることが決定した。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有形天然資源に関するガイダンスは、個別のIPSAS基準書とする。</li> </ul>
-------------	--

### (3) 範囲（4.2.3）

ED 第92号は、他のIPSASの範囲に含まれる天然資源を除いた有形天然資源を対象範囲とする、残余基準の考え方をとっていた。対象となる有形天然資源の代表例は、「保全」目的で保有する有形天然資源であるが、その他の有形天然資源も含まれる余地があった。しかし、ED 第92号に寄せられたコメントレターからは「保全」目的で保有する有形天然資源以外の実例は示されなかった。事務局は、この結果を受けて、最終文書は「保全」目的で保有する有形天然資源のみを対象とすることを提案した。

挙手投票が行われ、全員が事務局の提案に賛成した。基準書の対象は、公開草案当時よりも狭く、「保全」目的で保有する有形天然資源に限定されることが決まった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終文書となる IPSAS 基準書の範囲セクションでは、保全目的で保有する有形天然資源に焦点を当てていることを明確にすべきであり、表題やガイダンスを合わせて修正すべきである。</li> </ul>
------	---

#### (4) 「保全」目的で保有する有形天然資源の定義（4.2.4）

事務局はアジェンダ 4.2.3 で述べた「保全」に関連して、以下の事項を提案した。

- 最終文書に「保全」目的で保有する有形天然資源の定義案を追加する。定義案（下枠内を参照）は、ED 第 92 号の有形天然資源の定義と、「保全」の説明文を組み合わせている。

保全目的で保有する有形天然資源とは、財又はサービスの提供における積極的な使用や消費による劣化を防ぐように管理されている有形の天然資源をいう。

- 「保全」の意味を明確にし、「保全」目的で保有されている有形天然資源と、それ以外の目的で保有されている有形天然資源との違いを説明する。
- 有形天然資源の定義文における「自然に発生している」ことの意味を明確にする。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全のために保有される有形天然資源の定義と関連する適用指針を短縮し、「結論の根拠」で説明する。改訂された定義と関連する指針は、他の重要な決定が行われた後の会議で IPSASB に提示する。</li> </ul>
---------	--

#### (5) プロジェクトの目的、期待ギャップ、概念フレームワークの様々な側面（4.2.5）

事務局は、以下の事項に関する「結論の根拠」の説明文を修正することを提案した。

- IPSASB は天然資源に関して、IPSASB の概念フレームワークに定める資産の定義を満たすものを資産として認識することを意図している。この点について「結論の根拠」における説明をより明確にする。その結果、天然資源の全体のうち資産として認識される天然資源はご
- 適用指針と適用ガイダンスを修正し、有形天然資源の資産認識規準が、他の IPSAS や概念フレームワークと整合していることを明示する。また、認識規準についてカナダ等の先住民から寄せられた意見も反映する。
- 有形天然資源に対する監督権（stewardship rights）や責任に係る開示規定を明確にする。
- 有形天然資源の保全が、IPSASB の概念フレームワークで規定するサービス提供能力にどのように結びつくのかを「結論の根拠」で説明する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「結論の根拠」において、保全のために保有される有形天然資源に関する IPSAS 基準書の目的を明確にし、当該基準書が将来的に IPSASB</li> </ul>
------	---

	による天然資源に関する非財務報告ガイダンスの策定を妨げるものではないことを説明する必要がある。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有形天然資源の認識と測定に、会計処理単位が及ぼすインパクトについて明確化する。</li> <li>• 未採掘の地下資源の認識が難しいことについて、フィードバック文書の概念フレームワーク関連の部分で説明する。</li> <li>• スチュワードシップの決めに関する開示規定をアカウンタビリティの文脈で明確化し、適用ガイダンスで当該決めを分析する必要性を説明する。</li> <li>• 概念フレームワークで想定されているように、保全がどのようにサービス提供能力につながるか、を説明する適用指針を開発する。</li> </ul>

## 5. 2025年7月会議

### (1) ED 第 92 号「有形天然資源」に寄せられたコメントに関する作業計画 (2.2.1)

事務局が今後の作業計画について説明を行った。特にコメントはなかった。

### (2) 減価償却 (2.2.2)

ED 第 92 号は、その対象範囲の有形天然資源は、使用や消費の対象ではないので、無期限の耐用年数を有するという反証可能な推定を置いていた。賛成意見が多く寄せられたことを踏まえ、事務局はこの反証可能な推定を最終文書でも維持することを提案した。

また、推定が反証される場合を説明する適用指針 (AG) を追加すること、及び、反証可能な推定が IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」の減損規定とどのように関係するのかを説明する適用指針を追加することも提案した。

合意が得られたとして、事務局提案に基づいて進めることになった。事務局は 9 月会議に向けて草稿を修正する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保全目的で保有する有形天然資源は無期限の耐用年数を有するという反証可能な推定は保持すべきである。</li> <li>• 推定が反証される場合と、IPSAS 第 21 号との関係が適切であることを説明するために適用指針を追加する。</li> </ul>
------	--

### (3) 希少な又は絶滅の危機にある資源に関する開示の例外規定 (2.2.3)

ED 第 92 号は、資源が希少な場合や絶滅が危惧されているような場合を念頭に、本文第 51 項で開示規定を提案し、「結論の根拠」の BC51 項でその理由を説明していた。この論点について ED 第 92 号はコメント募集事項 (SMC) を設け、関係者のコメントを求めていた。

51. 稀なケースでは、第45項から第50項によって要求される情報の一部又は全部の開示によって、有形天然資源がさらに危険にさらされたり、劣化したりする可能性がある。そのような場合には、主体は、情報を開示する必要はないが、特定の情報が開示されない事実及びその理由と合わせて、当該有形天然資源の一般的性質を開示しなければならない。
- BC31. 状況によっては、希少な又は絶滅の危機にある有形天然資源に関する情報の開示は、それらのさらなる危機的状況や悪化につながる可能性がある。例えば、絶滅の危機にある種の数や生息地に関する情報は、違法な密猟につながる可能性がある。この懸念に対応するために、IPSASBは、主体がそのような情報の開示を制限することを認めるなどを決定した。このアプローチは、他の当事者との紛争で主体の立場を不利にする可能性のある情報の開示についての免除規定を有するIPSAS第19号に類似している。

関係者から賛成意見が多く寄せられたことに基づき、事務局はED第92号の上記の提案を維持することを提案した。また、「希少な又は絶滅の危機にある」の用語を説明すること、どのような場合にこの例外規定が適用されるのかについてのガイダンスを追加すること、具体的にどの開示項目を免除するのかについての適用指針を追加することも提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少な又は絶滅の危機にある資源に関する開示免除規定と、希少又は絶滅の危機にあるとは何か、を説明する適用指針案は適切である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少な又は絶滅の危機にある資源に関する一定の開示の免除規定を、認識済みの有形天然資源と未認識の有形天然資源の両方に拡大する。</li> </ul>

メンバーの意見はおおむね事務局提案を支持する内容であり、積極的な反対意見は出なかった。よって事務局提案通りに進めるとともに、「結論の根拠」において、議論の内容を説明する。

#### (4) IPSAS第45号「有形固定資産」との相互参照（2.2.4）

ED第92号には、交換取引における原価の算定方法について独自の規程を置かず、IPSAS第45号「有形固定資産」を参照する構造になっていた。しかし、ED第92号とIPSAS第45号では対象とする資源の範囲が異なるので、利用者に混乱が生じるおそれがあるとの指摘があった。

そこで事務局は、ED第92号からIPSAS第45号への相互参照を削除し、交換取引における原価の算定に関するガイダンスと、保全目的で保有されている有形天然資源に特に適用される現在操業価値の開示規定を有形天然資源の最終文書で定めることを提案した。

メンバーからは事務局提案を支持する旨のコメントがあった。他には特に意見は出なかつたので事務局提案通りに進めることができた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPSAS 第 45 号への相互参照の削除案と、保全目的の有形天然資源に特有の測定と開示のガイダンスの追加案は適切である。</li> </ul>
------	---

### (5) 経過措置 (2.2.5)

ED 第 92 号では、有形天然資源の認識について、基準の適用開始時点で認識規準を満たしている有形天然資源には、修正遡及アプローチか、IPSAS 第 3 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づく完全遡及アプローチを選択することを認めていた。この提案には多くの関係者が賛成していた。

他方、有形天然資源が資産の定義を満たすものの、その現在価値が信頼性をもって算定できない場合、ED 第 92 号の第 10 項及び第 55 項は、一定の定性情報の開示を義務付けており、当該資源は、当該資源が信頼性をもって測定可能になるまで認識されないこととされていた。事務局は、この要求事項は、基準の適用開始時にも適用されることを経過措置で明確化することを提案した。

特にメンバーからコメントはなかったので、合意が得られたとして進めることになった。事務局の考えは「結論の根拠」で説明する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過措置を保持し、有形天然資源が資産であるが、本基準書の初度適用時には信頼性をもって測定できない場合には、開示のみが要求されるということを明確にする。</li> </ul>
------	---

### (6) 遺産資産に関する修正 (2.2.6)

ED 第 92 号では、一部の有形天然資源は IPSAS 第 45 号「有形固定資産」の範囲内の遺産資産と重複するので、IPSAS 第 45 号 AG2 項の遺産資産に関する説明文から「環境」又は「自然」の特徴をもつ遺産資産を除く、という文言を削除することを提案していた。

多くのコメントレターはこの提案に賛成していたが、有形天然資源が IPSAS 第 45 号の範囲に収まる場合には、自動的に ED 第 92 号の範囲外になってしまうので、ED 第 92 号で文言を削除すると「環境」又は「自然」の特徴を持つ資産は、全ての IPSAS の範囲から外れてしまうという指摘があった。

そこで事務局は ED 第 92 号で提案していた削除提案を取り下げることを提案した。

議長のまとめでは、一般的な有形固定資産と遺産資産の違いについて、定義によるのではなく、本文の中で詳しく説明することを支持する考え方多かったという印象である。有形固定資産なのか、保全のために保有する資産なのかという点について、より明確に説明する必要がある。しかし、遺産と有形固定資産の区別についてここであまり踏み込むべきではない。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺産資産に関する記述を削除するという修正案は取り下げる。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終文書となる IPSAS の定義と範囲のセクションのガイダンスを通じて、保全目的で保有する有形天然資源と遺産資産を区別する。</li> </ul>

**(7) 適用ガイダンスと設例の追加 (2.2.7)**

事務局は、現在価値の決定に関する設例を二つ追加することを提案した。

- 類似の土地の評価に基づき、保護区の土地の現在価値を算定する方法を示す設例。二つの地方政府の財務諸表の開示例に基づいている。
- 類似の資産の開発原価の累計額に基づいた現在操業価値の推計の設例。ED 第 92 号の IG27 項では、苗木の取得、植林、成木への育成にかかる推定コストを累計することにより、保全目的で保有されている森林を評価する方法を論じている。この前提に基づく設例である。

特に反対意見は出なかったので、二つの設例を追加することになった。

**決定事項**

- 測定に関する設例案を策定する。

**(8) 認識と測定に会計処理単位が及ぼす影響 (2.2.8)**

ED 第 92 号は、会計処理単位について、その性質やリスク、資産の保有目的に応じて会計処理単位を合算又は分解することを本文で定めている他、適用指針と適用ガイダンスに関連するガイダンスを提案している。事務局は、ED 第 92 号のこれらのガイダンスを最終文書でも維持することを提案した。

議長は、メンバーの意見について、会議外で協議し、草稿に反映するように指示した。ただし、例をどんどん増やすようなことは混乱を招くので賛成しない。

**事務局への指示**

- 会計処理単位に関する具体的な設例を策定するため、メンバーと協働する。

**6. 2025 年 9 月会議****(1) 最終文書の策定に向けた作業計画 (6.2.1)**

事務局が今後の作業計画について説明を行った。2025 年 10 月のオンライン会議で草稿修正版のレビューを行い、12 月会議で最終文書を承認する予定である。質疑はなく次の審議事項に進んだ。

**(2) 「保全目的で保有する有形天然資源」の定義案 (6.2.2)**

事務局は、次の 3 項目を提案した。

- 保全目的で保有する有形天然資源の定義の修正案

6 月会議時点の定義案	今回提案された定義案
保全目的で保有する有形天然資源とは、財又はサービスの提供における積極的な使用や消費による劣化を防ぐように管理されている有形の天然資源をいう。	保全目的で保有する有形天然資源とは、自然に生じる有形資産で、その劣化を防ぐように管理されているものをいう。

## 参考情報その2

- ・ 「天然資源」と「有形天然資源」の定義を削除する。
- ・ 適用指針を修正して、「劣化 (degradation)」の概念と、「保全 (preservation)」の用語について説明する。また、有形天然資源が「保全目的で保有」されているかどうかの判断は主体が当該資産を保有する主な目的によることを説明する。

事務局による「自然に発生する有形資産で、劣化を防ぐために管理されているもの」という用語定義について投票を行い、12名が賛成したので、事務局案で進めることが決定された。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全目的で保有する有形天然資源の定義は、「自然に発生する有形資産で、劣化を防ぐために管理されているもの」とする。</li> <li>・ 「天然資源」及び「有形天然資源」の用語定義は削除すべきである。</li> <li>・ 保全 (conservation) と保護 (preservation) の重複に関する適用指針案は適切である。</li> <li>・ 下記の適用指針の修正を条件として、IPSAS 第 45 号「有形固定資産」における「遺産資産」の記述は、ED 第 92 号で提案したとおりに修正すべきである。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全の文脈における「管理」及び「劣化を防ぐ」の意味を説明する適用指針を策定する。</li> <li>・ 「遺産資産」と「保全のために保有される有形自然資源」の区別に関する適用指針を修正し、遺産資産の記述の修正版との関連性を明確にする。</li> </ul>

### (3) 最終文書の草稿の修正点 (6.2.3)

事務局は、2025年6月会議と7月会議の決定事項と指示事項に基づき、ED 第 92 号を修正して最終文書の草稿を起草した。主な修正は以下のとおり。

トピック	修正の内容
範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全目的で保有する有形天然資源が対象であることを明示</li> <li>・ 保全の意味を説明するために適用指針を追加</li> <li>・ 範囲と保全に関する適用ガイダンスを統合して、保全目的で保有する資源と他の IPSAS の範囲内の資源を区別する方法を説明</li> <li>・ 「保全目的で保有」の語句を文書全体に追加</li> <li>・ 「財務能力」と「公正価値」に関する言及箇所を削除</li> </ul>
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全目的で保有する有形天然資源の新しい用語定義を導入</li> <li>・ 有形天然資源と天然資源の用語定義を削除</li> </ul>
会計処理単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概念フレームワークに基づいた会計処理単位のガイダンスを追加</li> <li>・ 適用指針のガイダンスや例を修正して保全に焦点を当てる</li> <li>・ 会計処理単位に関する適用ガイダンスは適用指針と重複するので削除</li> </ul>

## 参考情報その2

トピック	修正の内容
測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>原価の算定に関する IPSAS 第 45 号のガイダンスへの相互参照は、IPSAS 第 45 号に基づきつつ保全に適するように策定したガイダンスに置き換え</li> </ul>
希少な又は絶滅の危機にある資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示によって絶滅の危機が悪化する場合には、資源の位置、数量、帳簿価額の開示は不要とする</li> <li>未認識の資源の開示に関する免除規定を拡充</li> <li>「希少な又は絶滅の危機にある」の判断に関する適用指針を追加</li> </ul>
現在価値の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在価値の開示に関する IPSAS 第 45 号への相互参照は、IPSAS 第 45 号に基づきつつ保全に適するように策定したガイダンスに置き換え</li> </ul>
経過措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準書の初度適用時に資産の定義を満たすが、信頼性の高い測定ができない資源には、開示のみが要求される旨を、経過措置で明確化する</li> </ul>
耐用年数の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源の耐用年数が無期限なのか有限なのかの評価に関する駆用指針を追加</li> </ul>
IPSAS 第 33 号の 2025 年改訂版の修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPSAS 第 33 号の 2025 年改訂版に対する修正を追加</li> </ul>
結論の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準書の目的を明確化するとともに、電磁スペクトラムは物理的実体がないので無形資産であることを説明</li> <li>上述した修正項目について説明</li> </ul>
スチュワードシップ契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>スチュワードシップ契約に関するガイダンスを追加</li> </ul>
現在操業価値の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーケット・アプローチとコスト・アプローチを用いた現在操業価値の算定例を追加</li> </ul>

ここでは議案書に記載された個々の修正別の検討ではなく、最終文書草稿のページ毎のレビューを行った。

### <レビューのまとめ>

- 10月の再審議の際に提示する修正稿は、今回提示した草稿上の修正履歴は溶け込ませ、今日の修正コメントに対応する部分を修正履歴で表示する。
- 遺産資産については、現在 IPSAS 第 45 号で認識しつつ、遺産資産として使用しているものを有形天然資源の基準の対象に移動することはない。現在、二つの基準書で項目を認識している場合には、どちらに分類すべきかを検討すべきことを説明しているだけである。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用指針において、保全目的で保有されている有形天然資源の「現在価値の測定基礎」として適用可能な唯一の測定基礎は「現在操業価値」であるという説明は適切であり、本文に盛り込むべきである。</li> </ul>
------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残存価値への言及は維持し、「結論の根拠」において説明を加えるべきである。</li> <li>・ 適用指針のフローチャートは削除すべきである。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボードメンバーによる修正提案を IPSAS 案に反映する。</li> <li>・ 当初認識後の支出の認識に関する適用指針の本文内における配置を変更し、関連する設例を作る。</li> <li>・ 事実と状況の変化に伴う会計処理単位の見直しに関する設例を作る。</li> <li>・ 資産の交換に関する適用指針を説明する適用ガイドを作成する。</li> <li>・ 新基準の範囲に対応するため、地下資源に関する適用ガイドを改訂する。</li> </ul>

## 7. 2025年10月会議

### (1) 最終文書草稿 改訂版のレビュー (1.2.1)

2025年9月会議の指示事項に基づいて修正された、最終文書「保全目的で保有する有形天然資源」の改訂版について、議案書1.2.1の論点一覧表の順番にしたがって検討を行った。

### (2) 最終文書草稿の通しレビュー

最終文書草稿について、セクション別の通しレビューを行った。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IPSAS 第 51 号草稿の修正は適切に行われている。ただし、事務局への指示事項が適切に対応されることが条件である。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計処理単位について、適用指針 (AG) と整合する本文を策定する。</li> <li>・ 他の IPSAS から IPSAS 第 51 号 (草稿) への分類変更に関するガイドについて、「結論の根拠 (BC)」で説明する。</li> <li>・ 複数の目的のために保有又は使用され得る有形天然資源を保有する主要な目的の評価について、適用ガイド (IG) を策定する。</li> <li>・ 資源を高い信頼性で測定する能力、現在価値測定、IG、設例 (IE) について、メンバーによるその他のコメントを草稿に反映する。</li> </ul>

## アジェンダ4. 気候関連開示（今回の会議の記事は[こちら](#)）

### 1. CP の開発（2022年3月会議）

サステナビリティ報告が企業会計分野で注目されているが、公的部門における国際的な指針がないことが課題となっている。

世界銀行は、2022年1月に公表した報告書「Sovereign Climate and Nature Reporting」<sup>13</sup>において、IPSASBに対して国際的な公的部門用のサステナビリティ報告の指針の開発に向けてコンサルテーションを行うよう呼びかけた。また、2022年3月のOECDの財務省担当者フォーラム（非公開）でも、サステナビリティ報告に対する強いニーズがあることが示された。

このような動きを受け、IPSASBはサステナビリティ報告を急遽最優先の課題と位置づけて、2022年3月会議で1日以上の会議時間を費やしてコンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」<sup>14</sup>（以下、CP）の検討及び承認を行った。その後、2022年5月に同CPを公表し、今後の活動に向けた関係者の意見を求めた。

### 2. 派生プロジェクト：サステナビリティ・プログラム情報の報告

上述したCPとは別に、IPSASBは短期に成果物を示せるプロジェクトも模索した。現行のIPSASBのガイダンスである、推奨実務ガイドライン（RPG）がサステナビリティ関連の報告に活用できることを示すために、サステナビリティ・プログラム情報の報告のプロジェクトを開始し、2023年3月に成果物である「サステナビリティ・プログラム情報の報告：RPG第1号及び第3号の修正」を承認し、2023年5月に公表した。

内容としては、RPG第1号「主体の財政の長期サステナビリティ報告」と第3号「サービス業績情報の報告」に、それぞれ適用ガイダンスや設例を追加するものである。RPG第1号及び第3号に基づく報告書で、公的部門の主体が行うサステナビリティ・プログラムに関する情報を開示できることを明確化している。

### 3. ED の開発（2022年10月会議～2024年6月会議）

2022年10月会議から公開草案（ED）開発に向けた議論を開始し、2024年9月会議でサステナビリティ報告基準（SRS）公開草案（ED）第1号「気候関連開示」<sup>15</sup>を承認し、2024年10月に公表した。コメント募集期限は2025年2月28日。

### 4. 最終文書の開発を開始：2025年3月会議

SRS ED第1号に寄せられたコメントレターを分析する方法について議論を行った。コメントレターの分析を行い、主要な論点を分類するにあたり、柔軟性と透明性を確保することが

<sup>13</sup> 英語原文。[Sovereign Climate and Nature Reporting : Proposal for a Risks and Opportunities Disclosure Framework \(English\)](#)

<sup>14</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」」の解説](#)

<sup>15</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）サステナビリティ報告基準 公開草案第1号「気候関連開示」の解説](#)

決定された。また、プロジェクトの各段階の進行に合わせて（原則だけでなく）解釈に関する論点も並行して検討することが事務局には指示された。

## 5. 2025年4月会議

### (1) プロジェクトの全体像 (2.2.1)

事務局が SRS ED 第1号「気候関連開示」に関するこれまでの進展と、幅広い関係者から寄せられたコメントレターが96通にのぼったことを説明した。IPSASBの文書に寄せられたコメントレターとしてはかなり多い結果であり、幅広い关心を集めめたことの証左である。今回の会議では、SRS ED 第1号の各コメント募集事項（SMC）に寄せられたコメントレターに対する事務局の分析資料（各アジェンダ・ペーパー）について、メンバーから自由な意見を求め、今後の検討課題となる分野横断的なテーマと主要論点を明らかにする。

メンバーからは、アジェンダ・ペーパーに基づいて論点を提起するために与えられた時間が短すぎるので、今後の会議においても論点を提起することが認められるべきであるというコメントがあった。

### (2) SMC 2 自身の業務 (2.2.3)

アジェンダ・ペーパーの内容説明は省かれ、SMC 2に寄せられたコメントレターの分析資料について、メンバーの意見を求める。

### (3) SMC3 政策プログラムの範囲 (2.2.4)

SMC 3に寄せられたコメントレターの分析資料について、メンバーの意見を求める。

### (4) SMC 4から SMC 6 定義、戦略、指標と目標 (2.2.5～2.2.7)

SMC 4から SMC 6 はまとめて議論された。SMC 7から SMC 9 の分析資料については、意見が出なかった。

### (5) SMC10 その他のコメント (2.2.11)

SMC 10に寄せられたコメントレターの分析結果について、メンバーの意見を求める。

<b>2.2.2～2.2.11 に関する事務 局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>IPSASB メンバーが指摘した以下の重要な論点について、コメントレターの内容が、今後の会議資料や最終文書草稿の「結論の根拠」に十分に反映されていることを確認する。<ul style="list-style-type: none"><li>IFRS S2号の民間セクター向けのガイダンスとの整合性（特に、コメントレターと地域別ラウンドテーブルで強調された利点に関して）</li></ul></li></ul>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候関連の政策プログラムに関する、経過措置とトレードオフの決定に関する正当性</li> <li>・ 公的部門関連の記載が占める割合</li> <li>・ IPSAS の採用とは独立して IPSASB SRS を採用することの潜在的な影響</li> <li>・ 特定のコメント募集事項（SMC）への未回答率が高い理由について、さらに検討し、潜在的な理由を分析する。</li> <li>・ IPSASB が受け取ったフィードバックにどのように対応したかについての説明文をまとめ、公表用のフィードバック文書を作成する。</li> </ul>
--	--

## (6) テーマの分類と、今後の進め方 (2.2.12)

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回（2025年6月）の会議において、単一の基準書を策定するか、又は個別の基準書を策定するかという課題を含む、詳細なプロジェクト計画を提示する。</li> <li>・ 次回の会議において、「自身の業務」に関する原則の論点について分析を提示する。</li> <li>・ 「政策プログラム」に関する原則の論点については、その後の会議の課題とする。</li> </ul>
---------	---

## 6. 2025年6月会議

## (1) 気候関連開示プロジェクトの全体像 (5.2.1)

事務局が SRS ED 第 1 号に関して 2025 年 4 月会議で行った論点検討の振り返りと、今回検討する主な論点について説明した。メンバーからのコメントはなかった。

## (2) 共通論点：基準書を一つにまとめるか二つに分けるか (5.2.2)

SRS ED 第 1 号は、IFRS S2 号「気候関連開示」に基づく「自身の業務」に関する開示のガイドと、公的部門の規制当局側としての役割に基づく「政策プログラム（PPP）」に関する開示のガイドの二つの開示を単一の基準書にまとめて提案していた。

この提案には賛否両論の意見が寄せられ、事務局は、以下の四つの観点から総合的に比較検討を行った。結果、気候関連開示の基準書を二つに分けること、かつ、「自身の業務」の基準書の開発を優先すること、を提案した。

判断規準	基準書を分けた方が良いか
1. ガイダンスの明瞭性	分けた方が良い
2. ガイダンスの公表の適時性	分けた方が良い
3. 「自身の業務」と「政策プログラム」の統合アプローチ	まとめた方が良い

4. 作成者による基準採用と実装における有用性	分けた方が良い
-------------------------	---------

最後に挙手投票を実施した。16名全員賛成で、基準書を二つに分けることが決定した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者の反応と実務的な検討に基づき、このプロジェクトは別々の基準書の開発として進める。</li> <li>二つの基準書の開発は次の2段階で行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>フェーズ1 自身の業務</li> <li>フェーズ2 政策プログラム</li> </ul> </li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>SRS ED 第1号で提案したガイダンスと当該EDに寄せられた意見に基づいて、公策プログラムのフェーズ2の工程表を含め、二つの基準書を策定するというIPSASBの決定を関係者へ伝える。</li> </ul>

### (3) 自身の業務：IFRS S2号との整合性確保（5.2.3）

SRS ED 第1号の「自身の業務」に関するガイダンスは、IFRS S2号に基づいて作られている。関係者から寄せられたコメントレターには賛成意見が多かったことを踏まえ、事務局は、引き続きこの方針を維持することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自身の業務」の原則は、公開草案で提案した公的部門に固有のガイダンスを維持しながら、引き続き IFRS S2号と整合させる。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS S2号が継続的に改訂されていることについて、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)とのコミュニケーションを維持し、最新の動向を監視する。</li> </ul>

### (4) 自身の業務：GHGプロトコルの使用（5.2.4）

SRS ED 第1号で提案した「公的部門の主体は、他の方法がより適切な場合を除き、GHGプロトコルを使用して温室効果ガスの排出を報告する」という反証可能な推定には、多くのコメントレターが賛成の意見であった。この結果を踏まえ、事務局は当該推定を維持することを提案した。

公開草案で提案した「反証可能な推定」に基づいて作業を進めることで合意した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況に応じて別の方法論がより適切である場合を除き、主体は「温室効果ガスプロトコル事業者排出量算定報告基準（2004年）」を使用するという反証可能な推定を維持すべきである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界資源研究所(WRI)と連携し、GHGプロトコルを更新する際に公的部門のニーズを考慮するように働きかける。</li> </ul>

### (5) 自身の業務：スコープ3の温室効果ガス排出（5.2.5）

事務局は、SRS ED 第1号で提案した、スコープ3の温室効果ガス排出に関する開示規定を維持すること、及び、当該開示への移行期限を延長することを提案した。

議長が総括した意見としては、スコープ3から離脱する公的部門特有の理由は見当たらないと思われる。様々な不確定事項はあるが、原則としてスコープ3を開示対象として維持する。IPSAS第33号「発生主義国際公会計基準の初度適用」の改訂作業を行っているところなので、当該プロジェクトから追加で取り込める資料がないかも検討する。IASBやGHGの更新において何が起きているのかも把握する必要がある。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スコープ3の温室効果ガス排出に係る開示規定を維持する。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準公表後の導入フェーズにおいて、公的部門の文脈でスコープ3を適用するためのガイダンスの策定を検討する。</li> </ul>

### (6) 全般的な要求事項：IFRS S1号との整合性確保（5.2.6）

事務局は、SRS ED 第1号における全般的な要求事項の規定を IFRS S1号と整合させるという方針を維持することを提案した。また、全般的な要求事項の原則に関して提起された論点に、継続的に対処することも提案した。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>付録B「全般的な要求事項」を IFRS S1号の関連する個所と整合させるという提案を維持する。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使いやすさと明瞭性を向上させるため、本文において付録B「全般的な要求事項」をより効果的に強調するための選択肢を検討する。</li> <li>今後の会議において、付録B「全般的な要求事項」に関して提起された原則的な問題に対処する。</li> </ul>

### (7) 重要性（5.2.7）

事務局は、SRS ED 第1号における重要性の定義を維持することを提案した。当該定義は、IPSASBの概念フレームワークに基づいて作られている。

まとめとして、重要性を使うことに異論は出なかつたが、関係者とのコミュニケーションが重要であるとされた。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要性の定義案を維持する。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案された重要性の定義について、関係者の理解が深まるように、既存の各国の基準設定主体や国際基準の設定主体による既存のガイダンスを活用する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要性の定義に関する明瞭性の欠如に対処するための選択肢を策定する。</li> </ul>
--	---

### (8) 気候関連開示の作業計画 (5.2.8)

事務局が今後の作業計画について説明を行った。SRS ED 第1号に寄せられたコメントレターに基づいて、論点の検討を2025年6月、7月、9月の会議で行う。9月会議には最終文書の草稿を提示・検討し、12月会議で最終文書を承認する予定。

#### 7. 2025年7月会議

##### (1) 気候関連開示プロジェクトの全体像 (3.2.1)

事務局が今回の会議で検討する主な論点について説明した。

##### (2) 論点1 経過措置 (3.2.2)

SRS ED 第1号は、経過措置として次の4項目を提案していた。いずれも、基準書を採用した初年度のみに適用できる免除規定である。

- 比較情報の開示の免除
- 財務諸表と一緒に気候関連開示を公表することの免除
- スコープ3の温室効果ガス (GHG) 排出量の開示の免除
- 既存の「気候関連の政策プログラム」による、GHG 排出量の変動の開示の免除

上記のうち、上から三つの免除規定が、今回の検討対象である。事務局はこれら三つの免除規定を最終文書でも維持することと、三つ目の「スコープ3のGHG排出量の開示」の免除期間を1年から3年に延長することを提案した。

四つ目の項目は政策プログラムに関する免除規定であり、2025年6月会議で政策プログラムは別フェーズで検討することが決定されたので今回は検討対象外となる。

ここで確認のため、事務局提案に同意するかどうかについて挙手投票を行った。事務局提案に賛成11名、3名欠席、1名が留保であったため、賛成が明示されたとして、事務局提案に基づいて進めることができた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自身の業務」に関する経過措置案は適切なので保持すべきである。</li> <li>主体のスコープ3の温室効果ガス (GHG) 排出量の報告に関する経過措置の適用期間を、1年間から3年間に延長すべきである。</li> </ul>
------	--

##### (3) 論点2 全般的要求事項—報告の時期と、開示の記載箇所 (3.2.3)

IPSASB には IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的 requirement」に相当する文書がまだ存在しないため、SRS ED 第 1 号は付録 B 及び付録 B.AG として、IFRS S1 号のうち気候関連開示に必要な全般的な要求事項のガイダンスを提案していた。

2025 年 6 月の会議で、全般的な要求事項と IFRS S1 号の整合性を維持することが決定された。今回は、全般的な要求事項の個別論点として、報告の時期と、報告の記載箇所の二つを議論する。事務局は、気候関連開示の報告を一般目的財務報告書（GPFR）と同時に行うこと、及び、気候関連開示の報告を主体の GPFR の一部として行うことを提案した。

議長からまとめとして、この論点については皆が原則を支持し、IFRS S1 号との整合性を確認していること、しかし、「相互参照の選択肢」が存在することに留意が必要であり、開示内容をできるだけ簡潔にすることも重要である旨の発言があった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>全般的な要求事項における、報告の時期と、開示の記載箇所に関する提案は保持すべきである。</li> </ul>
------	---

#### (4) 論点3 その他の論点 (SMC10) (3.2.4)

SRS ED 第 1 号は、コメント募集事項（SMC）10 として、その他の論点に関するコメントを募集していた。事務局は SMC10 に寄せられたコメントを分析し、グリーン債、サステナビリティ・リンク債、ブレンデッド・ファイナンス、PPP などの「気候金融の仕組み」に関する論点について、規範性のない適用ガイダンス（IG）を追加することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMC10（その他の論点）に関して識別された論点については、対処するための変更は不要である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>「気候金融の仕組み」の開示を扱う、設例又は適用ガイダンスを追加する。</li> </ul>

#### (5) 論点4 IPSASB SRS 第 1 号の構成 (3.2.5)

事務局は SRS ED 第 1 号の全体的な構成を維持することを提案した。2025 年 6 月の会議で気候関連開示は「自身の業務」と「政策プログラム」に分けることが決まり、まず「自身の業務」に関する基準書を開発することになったが、SRS ED 第 1 号から「政策プログラム」関連の記載を除くことで対応するという提案である。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終文書となる IPSASB SRS 第 1 号の草稿では、政策プログラムに関する記述を削除するが、公開草案の全体的な構成は維持することが適切である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPASB SRS 第 1 号の初稿を 2025 年 9 月会議に提示する。</li> </ul>

## (6) 次のステップ (3.2.6)

事務局は、2025年12月のフェーズ1の最終文書承認に向けた、今後の予定を説明した。

## 8. 2025年9月会議

## (1) 最終文書の草稿：基準書を二つに分けたことの影響 (7.2.1)

SRS ED 第1号では IFRS S2号「気候関連開示」に基づく「自身の業務」に関する開示規定と、公的部門の主体の規制当局としての立場に基づく「政策プログラム」に関する開示規定の両方が提案されていた。2025年6月会議で、基準書を二つに分けること、及び IFRS S2号に基づく「自身の業務」に関する基準書の開発を優先することが決定された。この結果、最終文書の草稿は SRS ED 第1号のうち「政策プログラム」に関する開示規定を削除して作られている。

事務局は、7.3.1の最終文書の草稿の、「政策プログラム」に関する規定の削除に関する修正箇所（オレンジ色でハイライトされている）を確認するよう求めた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示事項への対応がなされることを前提として、二つの基準書に分割することに基づく修正案は適切である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策プログラムはスコープ3の温室効果ガス排出量に含まれないことを明確にするパラグラフを維持する。</li> <li>IPSASB が二つの報告上の視点の開発と、その後のプロジェクトを二つの別々の基準に分割するという決定について論じた「結論の根拠」の段落を前の方に移動する。</li> </ul>

## (2) 最終文書の草稿：民間向けのガイダンスとの整合性確保 (7.2.2)

2025年6月会議で、7.2.1でも述べたように基準書を二つに分けること、及び「自身の業務」の基準書を優先して開発することが決定された。これに伴い、IFRS S2号に基づく「自身の業務」に関する開示規定を最終文書でも維持することが決定された。また、付録B「全般的要求事項」は、引き続き IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」と整合させることも決定された。

この結果、最終文書の草稿は IFRS S2号に近い構成に戻っている。また、「自身の業務」と「政策プログラム」を区別する必要がなくなったので、「自身の業務」の用語は草稿全体にわたって削除されている。

事務局は、7.3.1の最終文書の草稿の、この IFRS S2号に整合させるための修正箇所（黄緑色でハイライトされている）を確認するよう求めた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示事項への対応がなされることを前提として、規範性のあるガイダンスから「自身の業務」という用語を削除することを含め、民間セク</li> </ul>
------	--

## 参考情報その2

	ターのガイダンスとの整合性を高めることを反映した提案された変更は適切であった。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的部門特有の必要な調整箇所を維持しながら、「目的」の文言を IFRS S2 号の文言と整合させる。</li> <li>SRS ED 第 1 号で使用した定義に基づき、「自身の業務」の報告の視点に関して、適用指針案を作成する。</li> <li>民間部門のガイダンスとの整合性を高めるために行われた変更の根拠を説明する「結論の根拠」案を作成する。</li> <li>「結論の根拠」において、「業務モデル」という用語について、「アウトプット」、「目的」、RPG 第 3 号「サービス業績情報の報告」への言及を含め、より深く説明する。</li> <li>「結論の根拠」において、提供されている比例性メカニズムに関する IPSASB の議論と意図を明確にする。</li> </ul>

### (3) 最終文書の草稿：2025 年 6 月会議と 7 月会議の指示事項 (7.2.3)

7.2.1 と 7.2.2 で挙げた大規模な修正の他、2025 年 6 月と 7 月の会議では、主に以下の論点に関する指示があり、最終文書草稿に反映されている。

- SRS ED 第 1 号の、GHG プロトコルを用いるという反証可能な推定を維持する。
- SRS ED 第 1 号の、スコープ 3 の GHG 排出に関する開示規定を維持する。
- 重要性は IPSASB の概念フレームワークに基づく定義を維持する。
- SRS ED 第 1 号の経過措置案を維持するが、スコープ 3 に関する経過措置の期限は 1 年から 3 年に延長する。
- 全般的な要求事項（付録 B）における、報告の時期と、開示文書の配置については、SRS ED 第 1 号の提案を維持する。
- SRS ED 第 1 号の SMC10 に寄せられたコメントに基づき、気候ファイナンスの仕組みに関する適用ガイダンス（IG）を作る。

事務局は、7.3.1 の最終文書の草稿の、これらの論点に関する修正箇所（水色でハイライトされている）を確認するよう求めた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示事項への対応がなされることを前提として、6 月会議と 7 月会議の決定事項は適切に修正稿に反映されている。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>利便性を向上させるため、本文で付録 B 「全般的な要求事項」への参考照箇所を設ける。</li> <li>RPG 第 1 号及び RPG 第 3 号で用いられているアプローチに沿って、同じ定義が適用される IPSAS 基準で用いられる用語を列挙した付録を含める。</li> </ul>

### (4) 草稿のレビュー

最終文書草稿のうち、7.2.1から7.2.3で未検討の部分について検討を行った。

### (5) 重要性のガイダンスに関するアプローチ (7.2.4)

「重要性の判断の行使」プロジェクト（[アジェンダ5](#)）は、フェーズ1～3の3段階で構成されており、今回の2025年9月会議で、フェーズ1の最終文書を承認したところである。IPSASBは引き続きフェーズ2とフェーズ3にも取り組む予定であるが、サステナビリティ基準における重要性のガイダンスを検討するフェーズ3をどのように進めるかは、まだ決まっていない。この7.2.4では、フェーズ3の方向性について議論する。

ISSBは、2024年11月に、サステナビリティ基準の利用者向けに、重要性の定義に関する教育的資料<sup>16</sup>を公表した。この資料は、重要性がある情報の定義、サステナビリティ関連のリスクと機会、重要性がある情報の識別と開示、に関する追加的な情報を示している。

事務局は、フェーズ3において上記のISSBの教育的資料を活用することを提案するとともに、フェーズ3の進め方について次の2案を比較検討し、オプション1を推奨した。

オプション1：「重要性の判断の行使プロジェクト」のフェーズ3の開始時期を早める。

オプション2：最終文書（SRS第1号）に追加するガイダンスを開発する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ報告における重要性の適用に関するガイダンスを提供するために、「重要性の判断の行使」プロジェクトのフェーズ3の開発を、フェーズ2と並行して加速させるべきである。</li> <li>サステナビリティ報告における重要性に関する規範性のないガイダンスを、ISSBの教育資料を参考にして作成すべきである。</li> </ul>
------	---

## 9. 2025年10月会議

### (1) スコープ3の温室効果ガス排出量－政策プログラム (2.2.1)

事務局は、政策プログラムはスコープ3の温室効果ガス（GHG）排出量の15カテゴリーには該当しないことを明確化することを提案した。明確化は次の二つを通じて行う。

- (a) 温室効果ガス（GHG）プロトコルは民間セクター向けに設計されており、政策プログラムに関連するスコープ3の排出量には対応していないことを認識し、公開草案においてBCを再掲する。
- (b) スコープ1・2、及びスコープ3の15のカテゴリーによって確立された報告範囲に整合するように、GHG排出量の開示規定の範囲を明確にするIGを追加する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>BC及びIGにおいて、政策プログラムは、スコープ3の温室効果額排出の15カテゴリーには入らない旨を明確化する。</li> </ul>
------	---

<sup>16</sup> ISSB教育的資料「[サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示](#)」

## (2) 最終文書草稿 改訂版のレビュー (2.2.2)

2025年9月会議の指示事項に基づいて修正された、最終文書「気候関連開示」の改訂版について、議案書2.2.2の論点一覧の順番に検討を行った。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>IPSASB SRS 第1号「気候関連開示」草稿の修正は適切に行われている。ただし、事務局への指示事項が適切に対応されることが条件である。</li></ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"><li>パートナーシップ又は補助金を通じて交付された気候関連投資に関する、資本配分に関する例を削除する。</li><li>AG及び規範性のないガイダンス（特に、主体の事業モデルにおける活動に関するガイダンス）を通じて、IPSASB SRS 第1号草稿の範囲を明確化する。</li><li>IPSASB SRS 第1号草稿をレビューし、IFRS S2号「気候関連開示」からの全ての離脱は、公的部門特有の相違点を適切に反映するものであることを確認する。</li></ul>

## (3) 最終文書草稿 改訂版の通しレビュー

最終文書草稿について、セクション別の通しレビューを行った。

## アジェンダ5. IPSASとGFSMの関係強化（今回の会議の記事は[こちら](#)）

### 1. 本プロジェクトの目的と、これまでの進展

本プロジェクトは、IMFが公表している「政府財政統計マニュアル」(GFSM) 2014に基づく報告を行う際に役立つように、IPSASに会計方針の選択に関する規範性のないガイダンスを定めることを目的としている。

### 2. 2025年3月会議

#### (1) プロジェクト概要書の検討 (4.2.1)

2024年12月会議の決定事項に基づいて、作業工程表などが修正された「プロジェクト概要書」案を検討した。ページ毎のレビューを実施したうえで、「プロジェクト概要書」の修正案を18名のメンバー全員の賛成で承認した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト概要書「IPSAS基準とGFSM2014の関係性の強化」(草稿)を承認した。</li> </ul>
------	--

#### (2) 公開草案の策定方針の検討 (4.2.2)

公開草案「IPSASとGFSM2014の関係性の強化」の草稿（議案書4.3.2）の開発方法について検討した。この草稿は、IPSAS第22号「一般政府部門の財務情報の開示」に、個々のIPSASとGFSMとの整合性に関する「適用ガイダンス」(IG)を追加し、巻末には個々のIPSASに追加する「GFSとの比較」案を追加する提案となっている。

また、2024年12月会議の指示事項に基づいて、議案書1.7「IPSASとGFSMの整合性ダッシュボード」が改訂され、各IPSASの認識と測定の要求事項と、GFSMとの整合性が一覧できるようになっている。

事務局の説明後、メンバーは議案書4.3.2の公開草案草稿について議論を行った。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい「IPSAS基準とGFSMの整合性ダッシュボード」(議案書1.7)の開発方法を承認した。</li> <li>公開草案「IPSAS基準とGFSM2014の関係性の強化」の開発方法を承認した。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPSAS基準に基づく財務情報がGFSM統計の作成に不十分な場合に、追加情報を収集する必要がある主な分野の概要を、IPSAS第22号「一般政府部門の財務情報の開示」の強制力のないガイダンスに含めること。</li> <li>IPSAS第22号の強制力のないガイダンスの冒頭に、GFSMに準拠した会計方針を選択する際には、公的部門の主体の一般目的財務報告書の様々な主要な利用者グループのニーズを考慮すべき旨を記載する。</li> </ul>

### 3. 2025年9月会議

**(1) プロジェクトの現状説明 (9.2.1)**

会議3日目の午後に、タスクフォースのメンバーであるJohn Verrinder氏(Eurostat)、Mariana Sabaté氏(IMF)、及び事務局の3名で、プロジェクトの現状と今後の進め方に関する説明と質疑応答が行われた。

**(2) 規範性のないガイダンス案 (9.2.2)**

事務局は、公開草案「IPSASとGFSM2014のリンクエージ(IPSAS第22号の修正)」の草稿の開発にあたり、IPSAS第33号の改訂版を開発する際に使用したIPSASのグループを利用している。うち、「グループB：全般的な原則」の草稿について、会議3日目に予備的な議論を行ったうえで、会議4日目に詳細な議論を行った。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイダンス案の開発をする方法に、次の項目を取り込むこと。           <ul style="list-style-type: none"> <li>改訂版のIPSASとGFSMの整合性ダッシュボード</li> <li>公開草案「IPSASとGFSMの関係性の強化」(草稿)</li> <li>現在「GFSとの比較」の記載がないIPSASについては「GFSM2014との比較」(アジェンダ9.2.2の付録A)を新規に作成する。</li> <li>現在「GFSとの比較」表があるIPSASについては、新しい形式に合わせて更新する。</li> </ul> </li> <li>必要な専門知識を考慮し、公開草案「IPSASとGFSMの連携強化(IPSAS第22号の修正)」の詳細な策定をタスクフォースに委任する。タスクフォースは、IPSASBによる明確なレビューが必要となる重要な論点を指摘する。IPSASBは、公開草案のレビューにおいて具体的な論点を提起する可能性がある。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>メンバーのコメントを草稿に反映する。</li> <li>GFSMとの整合性ダッシュボードの内容を、特にIPSAS第14号について詳細に見直しする。</li> </ul>

**4. 2025年10月会議****(1) プロジェクトの周知活動とガイダンスの手引き (3.2.1)**

2025年9月会議の指示事項に基づいて修正された、公開草案第94号「IPSASと政府財政統計マニュアル2014の関係」の修正稿(以下、ED草稿という。)について、次の二つの重点項目の説明があり、その後、ED草稿のレビューを行った。

- プロジェクトの目的と意図を関係者にどのように伝えるか。
- 公開草案草稿の構成とその紹介方法

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトの周知活動とガイダンスの手引きの強化について、事務局の提案を受け入れる。</li> </ul>
------	--

## 参考情報その2

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"><li>ED 第 94 号「IPSAS と政府財政統計マニュアル 2014 の関係 (IPSAS 第 22 号の修正)」のプロジェクトの沿革のセクションに、注記を追加し、IPSAS における規範性のあるガイダンスと規範性のないガイダンスに関して説明する。</li><li>BC19 項の小項目を BC23 項の小項目と整合させる。</li></ul>
---------	---

## アジェンダ6 財務諸表の表示（今回の会議の記事は[こちら](#)）

### 1. プロジェクト概要書の開発段階（2022年12月～2023年9月）

プロジェクト概要書の開発の詳細については、2024年9月会議以前の報告記事を参照。

ここでは決定事項と事務局への指示事項をまとめて掲載している。

2023年6月会議

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本プロジェクトは、IPSAS 第1号「財務諸表の表示」が扱う財務諸表に焦点を当てるべきである。</li> <li>• 財務諸表の表示に関する新しいIPSASは、現行のIPSAS第1号に代わるものとして開発すべきである。</li> <li>• 本プロジェクトには、コンサルテーション・ペーパーの開発段階を設けるべきである。また、当該コンサルテーション・ペーパーには、説明用の公開草案を含める。</li> <li>• プロジェクト概要書には、以下の論点を含める。           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 概念フレームワークと、財務諸表の表示の整合性</li> <li>➢ 予算対実績報告のアカウンタビリティの大切さ、及び本プロジェクトとIPSAS第24号「財務諸表における予算情報の表示」の関係の潜在的な特性や程度</li> <li>➢ 政府財政統計との整合性</li> <li>➢ IFRSとの整合性の適切な程度。特に次の2項目               <ul style="list-style-type: none"> <li>• IAS第1号「財務諸表の表示」における「その他の包括利益（OCI）」</li> <li>• 主要財務諸表プロジェクトで開発中の財務業績計算書の段階利益</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• PSABのプロジェクトから学ぶべき点について、プロジェクト概要書で説明する。</li> <li>• IPSAS第2号「キャッシュ・フロー計算書」は本プロジェクトの範囲外であるが、IPSAS第2号に対する修正の可能性についてプロジェクト概要書で説明する。</li> <li>• IPSAS第49号（草稿）に含まれる定義に関するメンバーからのコメントを、「適用指針」と「結論の根拠」に反映する。</li> <li>• IPSAS第1号の改廃がIPSAS第24号「財務諸表における予算情報の表示」にどのように影響するのかについて、IPSAS第24号に関する教育セッションを行う。</li> <li>• プロジェクト概要書で、アカデミック・アドバイザリー・グループが公募中の研究結果に言及する。</li> <li>• その他のIPSASBの討議内容をプロジェクト概要書に反映・修正し、2023年9月会議で提示する。</li> </ul>

## 2023年9月会議

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト概要書「財務諸表の表示」（草稿）を承認する。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メンバーが会議中に提起した校正上の指摘をプロジェクト概要書に反映する。</li> </ul>

## 2. 2023年12月会議

## (1) 様々な表示アプローチを認める (9.2.1)

事務局は、CPにおいて様々な表示アプローチを認めることを提案した。具体的には、GFSに沿った表示アプローチや、IFRSに沿った表示アプローチを例示することである。

公的部門の主体にとって柔軟性が向上し、財務諸表の利用者にとって、個別の法制度における検討事項に基づいた、より有用な表示を提供することになるとして、様々な表示アプローチを認めることを支持するIPSASBのメンバーが多かった。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プロジェクトのCPフェーズでは、様々な表示アプローチをIPSASで示すことを探求すべきである。これによって、国・地域の考慮事項に基づいて財務諸表の理解可能性の改善を柔軟に行えるようになることが期待される。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CPで様々な表示アプローチを探求することについて、フォーカス・グループやラウンドテーブルを通じて利用者の見解と支持を確認する。</li> </ul>

## (2) CP草稿 第1章：プロジェクトの全体像 (9.2.2)

事務局は、CP草稿の第1章「プロジェクトの全体像」について意見を求めた。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP草稿の第1章は、プロジェクトの目的、主要なドライバー、範囲及びプロジェクトを実施する理由を適切に反映している。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP草稿の第1章について、IPSASBの議論で生じたコメントを反映して更新する。特に、読みやすくするために第1章全体を短くする。</li> </ul>

## (3) CP草稿 第2章：財務諸表の目的 (9.2.3)

事務局は、CP草稿の第2章「財務諸表の目的」について意見を求めた。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP草稿の第2章は、概念フレームワークに基づいて財務諸表の目的を適切に反映している。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP草稿の第2章について、IPSASBの議論で生じたコメントを反映して更新する。特に、読みやすくするために第2章全体を短くする。</li> </ul>

## (4) 財務諸表の表示 — ブレークアウト・セッションによる議論

今回の会議では、通常のメンバーによる議論のほかに、小グループに分かれてのブレークアウト・セッションが行われ、メンバー、TA、オブザーバー及び事務局が参加して、財務業績計算書における表示区分及び小計並びに経営者の定義する業績指標の導入について意見を出し合った。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の CP 開発作業において、今回のブレークアウト・セッション中に参加者から得たフィードバックを考慮する。</li> </ul>
---------	--

### 3. 2024年3月会議

#### (1) 財務諸表の表示—プロジェクト管理（12.2.1）

事務局は、プロジェクトのこれまでの進捗について説明した。

#### (2) 全般的な表示の要求事項—定義（12.2.2）

事務局は、概念フレームワークの用語定義との一貫性を確保するために、現在 IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」で示している財務諸表の構成要素の定義を更新することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表の構成要素の定義を、新 IPSAS に含める。</li> <li>定義案は、2023 年 10 月改訂版の概念フレームワークの、財務諸表の構成要素のセクションと整合させる。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP に、概念フレームワークの定義に基づいて財務諸表の構成要素の定義を含める。</li> <li>負債に関する財務諸表の構成要素の定義案と他の IPSAS の関係について、修正や追加のガイダンスが必要になるかどうかを検討する。</li> </ul>

#### (3) 全般的な表示の要求事項—比較情報の追加（12.2.3）

事務局は、本プロジェクトに、追加の比較情報について要求事項を導入することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>過年度に報告した情報が修正再表示によって大きく影響を受ける場合には、比較期間のうち一番早い年度の期首時点の財政状態計算書を開示する要求事項を新 IPSAS に含める。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP に、このプロジェクトは「IASB 文書のレビュー及び修正に関する方針書」を適用して開発を行っていることを説明するセクションを設け、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」から離脱する公的部門特有の理由に関するフィードバックを求める。</li> </ul>

#### (4) 全般的な表示の要求事項—相殺（12.2.4）

事務局は、相殺に関する一般的な表示の要求事項を IPSAS 第 1 号から引き継ぐことを提案した

決定事項	• IPSAS 第 1 号の現行の相殺規定を引き継ぐ。
------	-----------------------------

### (5) 全般的な表示の要求事項—適正表示と IPSAS 準拠 (12.2.5)

事務局は、「適正表示」と「IPSAS への準拠」に関する一般的な表示の要求事項を IPSAS 第 1 号から引き継ぐことを提案した。

決定事項	• 現行の IPSAS 第 1 号における「適正表示」と「IPSAS への準拠」に関する開示規定を引き継ぐ。
事務局への指示	• IPSAS への準拠の開示には、追加のガイダンスが必要かどうかを検討する。特に、最新版ではない IPSAS を採用している法域について考慮する。

### (6) ブレークアウト・グループ・ディスカッション—余剰・欠損ではない収益費用項目の表示

純資産・持分に直接認識している収益・費用項目について、以下の論点を議論した。

- 現行のアプローチの長所と短所は何か？
- これらの取引が現在表示されている表示箇所と方法について透明性を向上させるニーズがあるか？
- これらの収益・費用項目を IFRS や GFS の表示アプローチと整合させることについて IPSASB はどの程度まで探求すべきか？
- 考慮すべきであるその他の表示アプローチはあるか？

## 4. 2024 年 6 月会議

### (1) コンサルテーション・ペーパーと例示用の公開草案の開発 (8.2.1) 及び 財政状態計算書の表示に関する要求事項 (8.2.2)

事務局は、例示用の公開草案を含むコンサルテーション・ペーパー (CP) の開発の手順と概要を説明した。また、財政状態計算書の表示方法に関して、様々な論点の検討に用いたアプローチを説明した。

### (2) 資産と負債の分類 (8.2.3)

事務局は、新 IPSAS の要求事項の開発にあたり、次のアプローチを提案した。

- 財政状態計算書の本表上で資産と負債を分類する一般的な方法として、次の二つの方法を提案する。
  - 流動・非流動分類
  - 金融・非金融分類
- 例外的に、流動性の順番による配列を認める。

この提案によって、公的部門の主体は、主体の特徴、地域性、利用者ニーズなどを考慮した表示目的に合わせて、より柔軟に資産・負債を分類することが可能になる。

## 参考情報その2

各メンバーが意見を述べた後、挙手による投票が行われた。オプション1は流動・非流動分類を義務付けて、注記による補足情報を提供できるようにする方法で、オプション2は流動・非流動分類と金融・非金融分類を選択できるようにする方法である。投票結果は、オプション1の支持者が17名、オプション2の支持者が1名となった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>財政状態計算書上で資産と負債を分類する一般的な方法として、IPSASでは流動・非流動アプローチを使用すべきである。</li></ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"><li>流動性配列アプローチを財政状態計算書の表示に使用する方法を維持すべきかどうかを検討する。</li><li>金融・非金融アプローチを採用するメリットをCPで説明し、IPSASBはそうではなく流動・非流動アプローチを採用した理由を説明する。</li></ul>

### (3) 構成と小計 (8.2.4)

事務局は、財政状態計算書の構成と小計を、IFRS第18号「財務諸表の表示及び開示」に整合させることを提案した。例示目的の公開草案（IED）は、この提案に基づいて作られているが、財政状態計算書の構成や、小計を具体的に定めるものではない。また、現行のIPSAS第1号「財務諸表の表示」の要求事項を実質的に変更するものではない。

メンバーからはコメントはなかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>IEDでは、財政状態計算書の表示構成について、主体が要求される事項は定めない。</li><li>IEDでは、財政状態計算書における小計を定義すべきではない。</li></ul>
------	--

### (4) 資産と負債の表示科目 (8.2.5)

事務局は、「のれん」を追加する以外には、IPSAS第1号「財務諸表の表示」の現行の表示科目を変更しないことを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>財政状態計算書の本表に表示すべき具体的な資産・負債の表示科目の一覧は、IFRS第18号「財務諸表の表示及び開示」に整合させる。</li></ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"><li>IPSASには、重要な場合には財政状態計算書の本表に表示すべき具体的な資産・負債の表示科目の一覧が掲載されるが、主体は、追加の表示科目を表示して財政状態の有用な概要を示すべきであることを、BCで強調すること。</li><li>財政状態計算書の本表か注記のどちらかで、未収税金の内訳額を表示すべきであるとBCで説明する。</li></ul>

### (5) 適用ガイダンス： 財務諸表の例示 (8.2.6)

事務局は、例示目的の公開草案において、資産と負債の分類方法が異なる3種類の財政状態計算書を例示することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>規範性のない適用ガイダンスのセクションに、流動・非流動分類に基づく財政状態計算書の例を含めるべき。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政状態計算書の設例の草稿を再検討し、規則主義的ではなく原則主義的に見えるようにする。個々の表示科目は報告主体に関連性があり重要でない場合には財政状態計算書の本表上に表示する必要はないことを明確にする。</li> </ul>

#### (6) 例示目的の公開草案の開発（8.2.7）

事務局が、例示目的の公開草案（IED）の作成方法と様式について説明した。

#### (7) 例示目的の公開草案－目的（8.2.8）

事務局は、IEDの「目的」のパラグラフを IFRS 第 18 号と整合させるとともに、IPSASB の概念フレームワークとの整合性もはかるることを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案された目的のパラグラフを IED に含める。</li> </ul>
------	--

#### (8) 例示目的の公開草案－範囲（8.2.9）

事務局は、範囲のパラグラフを IFRS 第 18 号と整合させるとともに、公的部門の特色を反映させることを提案した。また、IPSAS 第 1 号の範囲のパラグラフのうち、新 IPSAS にも目的適合かつ有用なパラグラフを引き継ぐことを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案された「範囲」のパラグラフを IED に含める。ただし、第 8 項と第 9 項は削除する。</li> </ul>
------	---

#### (9) 例示目的の公開草案－その他の用語定義（8.2.10）

事務局は、前述したもの以外の用語定義について、IFRS 第 18 号の用語が公的部門用にも適切な場合には使用し、IPSAS 第 1 号の用語定義が適切な場合には引き継ぐことを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案されたその他の用語定義を IED に含める。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算情報への言及を確認して、IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」における表示規定との一貫性を確保する。</li> </ul>

#### (10) 例示目的の公開草案－財務諸表の目的（8.2.11）

事務局は、財務諸表の目的に関するパラグラフについて、IFRS 第 18 号の記述が公的部門用にも適切な場合には使用し、IPSAS 第 1 号の記述が適切な場合には引き継ぐことを提案した。

<b>決定事項</b>	・ 提案された財務諸表の目的を説明するパラグラフを IED に含める。
-------------	-------------------------------------

#### (11) 例示目的の公開草案－財務諸表に関する責任 (8.2.12)

事務局は、財務諸表に関する責任のパラグラフ (IPSAS 第 1 号の第 19 項と第 20 項) について、IPSAS 第 14 号「後発事象」の適用ガイダンスのセクションに移動することを提案した。

<b>決定事項</b>	・ 財務諸表に関する責任のパラグラフは、IPSAS 第 1 号に現在表示されているのと同様に IED にも引き継ぐ。
-------------	--

#### (12) 例示目的の公開草案－主要財務諸表と注記の役割 (8.2.13)

事務局は、主要財務諸表と注記の役割に関するパラグラフを例示目的の公開草案に含めることを提案した。また、当該パラグラフの内容を、IPSASB の概念フレームワーク、及び IFRS 第 18 号と整合させる。

<b>決定事項</b>	・ 主要財務諸表と注記の役割を説明しているパラグラフ案を IED に含める。
<b>事務局への指示</b>	・ 財務諸表と注記の役割について、基準書本文を補足する適用指針を確認する。また、IPSAS に準拠した財務諸表で表示する情報の選択について適切なガイダンスが提供されるようにする。

### 7. 2024 年 9 月会議

#### (1) CP と IED の開発 (9.2.1)

事務局が本プロジェクトの全体像と進捗について説明した。本プロジェクトは 2025 年 6 月の CP 承認を目指す長期のプロジェクトである。IED の目次を仮置きし、各章（第 1 章から第 6 章まである）についてステップ 1（論点検討）、ステップ 2A（IED 草稿のレビュー）、ステップ 2B（CP 草稿のレビュー）、の 3 段階の作業を行っている。IED の第 1 章「新しい表示基準の開発」は、ステップ 2B まで検討が完了している。今回の 2024 年 9 月会議では、IED の第 2 章「一般的な表示原則」と第 3 章「財政状態計算書」の範囲について、下表の各ステップの検討を行う。

ステップ 1（論点検討）	ステップ 2A（IED 草稿）	ステップ 2B（CP 草稿）
財務諸表の一般的な要求事項	財務諸表の一般的な要求事項	
	合算と分解	
	財政状態計算書	財政状態計算書

#### (2) CP 草稿－財政状態計算書 (9.2.2)

アジェンダ・ペーパーの 9.3.1 は CP 草稿の一部であり、序章「プロジェクトの概要」、第 1 章「新しい表示基準の開発」、第 3 章「財政状態計算書」の 3 章が含まれている。

## 参考情報その2

うち、序章と第1章については2023年12月の会議で初稿をレビューし、その結果を踏まえて簡潔な内容に修正されている。

今回初めて示された第3章「財政状態計算書」の草稿には、2024年6月の会議における財政状態計算書に関する論点の検討結果が反映され、以下の三つの論点についてIPSASBの見解を示している。

第3章の論点	IPSASBの見解
資産と負債の分類	流動・非流動の分類を採用する。 流動性配列法を例外的に認める。 カナダ等で行われている金融・非金融の分類は認めない。
小計の表示	小計について具体的な規定は定めない。
勘定科目の表示	IPSAS第1号が現在求めている表示科目を引き続き定める。 ただし、「のれん」は他の無形資産とは区分表示する。

事務局はCP草稿の第3章についてメンバーのコメントを求めた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>財政状態計算書に関するCP草稿の第3章は、IPSASBのこれまでの議論を適切に反映している。</li><li>CPには、本プロジェクト現段階（フェーズ1）でIPSASBが検討した主要な各論点について、予備的見解（PV）をその論拠の説明文とともに示すべきである。</li></ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"><li>特定の状況下で第三の財政状態計算書の表示を要求する提案について、CPにSMCを設ける。</li></ul>

### (3) 例示目的の公開草案（IED）草稿の開発（9.2.3）

事務局はIEDの草稿の開発状況について説明した。

アジェンダ・ペーパーの9.3.2は作成中のIED草稿である。うち、「財務諸表の一般的な要求事項」「合算と分解」「財政状態計算書」の三つのセクションが今回の検討対象である。各セクションは、IPSASBの「IASB文書に関する方針書」に従い、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」をベースに、IPSAS第1号「財務諸表の表示」の公的部門の主体用の規定を適宜追加する形式で作られている。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>IEDは、CPの予備的見解に基づいて、提案された原則と要求事項がどのようになるのかを示すことに重点を置くべきである。「結論の根拠」のセクションは、CPの文章と、関係者のインプットを踏まえたIPSASBの見解に基づいて、本プロジェクトのフェーズ2で策定する。</li></ul>
------	--

### (4) 例示目的の公開草案（IED）－財務諸表の一般的な要求事項（9.2.4）

## 参考情報その2

IED 草稿の「財務諸表の一般的な要求事項」のセクションについて検討を行った。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>「財務諸表の一般的な要求事項」のセクションは、事務局の提案した文書に基づき、IED へ取り込むべきである。</li></ul>
------	---

### (5) 例示目的の公開草案（IED）－合算と分解の原則（9.2.5）

IED 草稿の「合算と分解」の原則に関するセクションについて検討を行った。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>「合算と分解」のセクションは、事務局の提案した文書に基づき、IED へ取り込むべきである。</li></ul>
------	---

### (6) 例示目的の公開草案（IED）－財政状態計算書（9.2.6）

IED 草稿の「財政状態計算書」に関するセクションについて検討を行った。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>「財政状態計算書」の表示原則に関するセクションは、文書通りにIED へ取り込むべきである。</li></ul>
------	---

### (7) 財政状態計算書－流動性配列法（9.2.7）

事務局は、財政状態計算書の表示方法として、IPSAS 第 1 号や IFRS 第 18 号と同様に、流動性配列法を例外的に認めることを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>流動性配列法と、財政状態計算書の表示に関する混合表示アプローチは、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」と整合するように、IED でも保持すべきである。</li></ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"><li>CP の第 3 章において、流動性配列法と混合表示アプローチを財務諸表の表示方法として維持する根拠を強調し説明する。</li></ul>

## 8. 2024 年 12 月会議

### (1) プロジェクトの全体像と次のステップ（7.2.1）

事務局がプロジェクトの全体像と、進捗状況を説明した。CP の承認は 2025 年 9 月会議を予定しているので、今回を含めて 4 回の会議で CP と IED を完成させる必要がある。

### (2) 財務業績計算書における区分（7.2.2）

事務局は、次の事項を提案した。

- 財務業績計算書上で、収益と費用を区分表示することを求める。そうすることで、財務諸表の利用者は財務業績情報をより理解でき分析できる。
- IFRS 第 18 号とその表示区分に整合させる。そうすることで、公的部門の主体が各区分の目的、意図、構成を理解できるようにする。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>収益項目と費用項目を「余剰又は欠損」に区分することが概念上是有用である。そうすることで、財務諸表の利用者が財務業績情報を理解し、分析し、比較できるようになる。</li> <li>財務情報の主な利用者は様々であり、公的部門の主体の財務情報の比較可能性にも主な利用者次第で様々なニーズがある。この IPSASB の見解を CP で説明すること。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告主体とその利用者の例、及び表示の要求事項の考え方を検討し、公的部門の財務業績報告書に区分を導入する方法について熟慮すること。</li> </ul>

### (3) 財務業績計算書における合計と小計 (7.2.3)

事務局は、次の事項を提案した。

- 財務業績計算書上で、「余剰又は欠損」の合計を表示することを求める。IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」で要求されている内容と同様である。これは主体の全体的な財務業績を示す有用な指標であり、IFRS 第 18 号とも整合している。
- 「事業余剰又は欠損 (operating surplus or deficit)」と、「財務前余剰又は欠損 (surplus or deficit before financing)」の二つの新しい小計を定義し表示することを求める。IFRS 第 18 号に基づき、公的部門用の調整を加えたものになる。
- IFRS 第 18 号と同様に、一定の要件を満たす場合には小計を主体の任意で追加することを認める。

この議題については、前項の決定事項に記載した「余剰又は欠損」の区分表示を除き、否定的な意見もあり、結論はまとまらなかった。

### (4) ブレークアウト・セッション (7.2.4)

IPSASB のボードメンバー、テクニカル・アドバイザー、オブザーバーが参加して、約 10 名ずつの小グループに分かれてブレークアウト・セッションが行われた。終了後、各グループの代表が発表を行い、その内容に基づいて事務局への指示が下された。

議題は次の 2 項目であった。

議題 A : 財務諸表の「余剰又は欠損」外に認識される収益・費用について、透明性を向上させるとともに、コミュニケーションを改善する必要があるか。

議題 B ; 議題 A に同意する場合、当該収益・費用の配置と、定義をどうするべきか。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>IASB がどの収益・費用項目を損益外で認識するかを決定した方法を確認する。当該決定は、IPSASB の「余剰又は欠損」外で認識される収益・費用項目に関する決定の基礎となったからである。</li> <li>次の(A)(B)について、それぞれの利点と欠点を評価する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(A) コミュニケーションを改善するために、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を強化して維持すること、及び</li> </ul> </li> </ul>
---------	---

	(B) 透明性を高め、コミュニケーションを改善するために、「余剰又は欠損」外の収益・費用を説明するために提案された用語を使用して、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の要求事項に合わせる。
--	---

## 9. 2025 年 3 月会議

### (1) 財政状態計算書における収益と費用の区分（10.2.1）

アジェンダ・ペーパー 11.3.1 の CP 第 4 章「財務業績計算書」の草稿について検討を行い、ページ毎のレビューも実施した。

また、収益と費用の区分について、予備的見解の案を検討した。

#### 予備的見解

IPSASB の予備的見解は、IFRS 第 18 号に沿って、余剰又は欠損として認識された収益項目及び費用項目を財務業績計算書において区分表示することを主体に要求することである。

IPSASB の予備的見解に同意するか。

同意しない場合、その理由を、どのように変更すべきかを明確に述べて示されたい。

表示区分を作ることには賛成意見が多数であったが、具体的な中身で意見が分かれた。

IFRS 第 18 号ベースの区分とするかどうかについて意見が分かれたので投票を行ったところ、13 名が賛成、公的部門特有のカテゴリーを支持する者が 3 名、GFS ベースを支持する者は 2 名という結果であった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP の第 4 章では、公的部門の主体にとって十分に広範で、有用かつ適用可能であり、国際的なコンセンサスを得られるような、公的部門特有の区分を何種類か特定することには、包括的な課題があることを認識すべきである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP 第 4 章の草稿には、財務業績計算書上で余剰又は欠損として認識される収益・費用項目を分類するための GFS に整合するアプローチの選択肢を含める。</li> <li>第 4 章の草稿を修正してメンバーのコメントを反映し、アプローチ案に関する IPSASB の議論を反映するように説明文を修正する。</li> <li>区分については IFRS 第 18 号と整合させるという暫定的な見解を踏まえ、主要な事業活動及び財務諸表項目に関する IFRS 第 18 号のガイドラインが財務業績計算書に適切であるかどうかを検討する。</li> <li>CP の付録として、IPSASB の概念フレームワークの関連する部分の抜粋を付ける。</li> </ul>

### (2) 余剰又は欠損ではないものとして認識した収益と費用の表示（10.2.2）

## 参考情報その2

アジェンダ・ペーパー11.3.2 の CP 第 5 章「純資産・持分変動計算書」の草稿について検討を行った。また、二つの予備的見解の案を検討した。

### 予備的見解

IPSASB の予備的見解は、純資産・持分変動計算書に余剰又は欠損ではないものとして認識された収益項目及び費用項目を表示する IPSAS 第 1 号 の要求事項を維持・強化することである。

IPSASB の予備的見解に同意するか。

同意しない場合、その理由を、どのように変更すべきかを明確に述べて示されたい。

### 予備的見解

IPSASB の予備的見解は、純資産・持分変動計算書上の余剰又は欠損ではないものとして認識される収益項目及び費用項目を指すために「その他の財務業績」という用語を使用し、さらに、余剰又は欠損とその他の財務業績の合計を指すために「総財務業績」を使用することである。

IPSASB の予備的見解に同意するか。

同意しない場合、その理由を、どのように変更すべきかを明確に述べて示されたい。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>IPSASB が IPSAS 第 1 号の表示の要求事項を維持・強化するための予備的見解を最終決定する場合、余剰又は欠損の外で認識される収益・費用項目を指す新しい用語を導入するのではなく、注記開示に含めるべき追加情報を共有するよう回答者に求めるべきである。</li></ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"><li>CP 第 5 章の草稿を修正してメンバーのコメントを反映し、アプローチ案に関する IPSASB の議論を反映するように説明文を修正する。</li></ul>

## 8. 2025 年 6 月会議

### (1) 政府財政統計マニュアル (GFSM) 2014 に基づく財務業績計算書の区分表示 (11.2.1)

事務局は以下の事項を提案した。

- 財務業績計算書の区分表示を IMF が作成している政府財政統計マニュアル (GFSM) 2014 に整合させる方針を無理に進めることはしない。
- GFSM 2014 との整合性確保に関する論拠を CP の第 4 章に記載し、かつ、検討過程の全体像を CP の付録に記載する。
- CP に掲載する IPSAS の予備的見解を次のように確定させる。「主体は、財務業績計算書において収益・費用を IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に整合しつつ、公的部門用に一部追加修正した方法で区分表示する」。

ここで IFRS 第 18 号に沿った表示区分の採用に関する予備的見解 (PV) 作成について挙手投票を行った結果、13 名が賛成、1 名が反対、1 名が保留であった。提案通りに予備的見解を CP に記載するが、会議で出たコメントについても十分配慮してバランスの取れた見解とする。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務業績報告書で財務情報を分類するために GFSM 2014 に準拠するアプローチは採用しない。また、事務局への指示にあるように、CP でその根拠と包括的な考慮事項を明確に示す。</li> <li>CP には次のような予備的見解 (PV) を、公的部門向けの追加ガイドンスとともに含める。主体は、財務業績計算書の収益項目及び費用項目を、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に準拠して区分する必要がある。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP 第 4 章及び付録 A を修正して、メンバーのコメントと意見を反映する。また、IPSASB で進行中の「IPSAS 基準と GFSM の連携強化」プロジェクトについてより明確に言及する。</li> </ul>

### (2) 収益と費用の区分表示に係る主要な事業活動の影響 (11.2.2)

IPSASB が IFRS 第 18 号に整合する区分表示方法を採用することを前提として、「主要な事業活動 (main business activities)」に関する IFRS 第 18 号のガイダンスも取り込み、その旨を CP の第 4 章に反映することを提案した。

ここで表示区分に関する提案について挙手投票を行った。セッション参加メンバー 16 名のうち 15 名が賛成、1 名が反対であった。全体的な方向性について賛同は得られたので、反対意見についても反映しつつ進める。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP には、主要な事業活動に関するガイダンスを含めるという IPSASB の提案を反映する (IFRS 第 18 号の「主要な事業活動」を採用する)。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表の特定の収益及び費用項目を分類する際に、税金 (事業収益又は資金調達として) を考慮すること、及び、資産が保有される主な目的について、メンバーの意見を第 4 章の草稿に取り入れ、付録 B (公的部門の考慮事項) にその例を示す。</li> </ul>

### (3) 合計と小計の表示に関する考え方の確定 (11.2.3)

財務業績計算書において収益・費用を IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に整合しつつ、公的部門用に一部修正した方法で表示することを決定した場合には、合計と小計についても IFRS 第 18 号に整合した方法で表示することを定めること、及び、その旨を CP の第 4 章で説明することを提案した。

まとめとして、小計を使用することに異議はなかったが、小計の名称などのニュアンスを多少 IFRS 第 18 号とは異なったものにする必要がある。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>CPには、予備的見解（PV）を含めることで、「余剰又は欠損」の合計を表示するという要求事項を維持し、「事業余剰又は欠損」の小計を表示するという新たな要求事項を追加すべきである。</li> <li>CPは、報告期間における重要性のある財務情報の表示に関連性があり適切な「その他の小計」を表示することを主体に認めるべきであるが、義務付けるべきではない。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的部門の財務業績に関するより適切な説明を提供するために、小計を「要求するのではなく認める」ことに関するメンバーのコメントと意見を反映するように第4章を修正する。</li> </ul>

#### (4) 財務業績計算書の最小限の表示科目 (11.2.4)

事務局は以下の事項を提案した。

- 財務業績計算書の表示科目について最小限の要求事項を定める。
- 主体が表示原則を採用する際に、IFRS 第 18 号に整合しつつ、部分的に公的部門用の修正を加えたガイダンスを使うこととする。
- IAS 第 1 号では認めていなかった費用の混合表示が IFRS 第 18 号では認められるようになっている。この点について CP 草稿では混合表示は認めていない。
- CP の第 4 章に予備的見解と論拠を掲載する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP には、財務業績報告書の本表上の表示項目に関する IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の最小限の要求事項を維持しつつ、IFRS 第 18 号にも整合させ、ガイダンスを追加するという PV を含める。.</li> </ul>
------	--

#### (5) 財務業績計算書における費用の表示 (11.2.5)

事務局は以下の事項を提案した。

- 財務業績計算書において費用をその性質別、又は機能別のどちらかに基づいて表示する選択肢を引き続き提供する。
- IFRS 第 18 号では、性質別表示と機能別表示を混同することを認めているが、IPSASB は混同表示を禁止する。その他の点では IFRS 第 18 号に沿った表示を行うことを提案する。
- CP の第 4 章に予備的見解と論拠を掲載する。

ここで混合表示を禁止する事務局提案に対する挙手投票を行った。1名が賛成、11名が反対。続いて、IFRS 第 18 号に整合させるべきかどうかについて挙手投票を行った。7名が混合表示を支持。この結果を受けて、SMC を設けて、混合表示の禁止を解除することについての意見を求めることになった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP では、IFRS 第 18 号に沿って、財務諸表の本表上に費用を性質別又は機能別に示す選択肢を維持することを提案する。また、追加の公的部門用のガイダンスも併せて提案する。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP 草稿の第 4 章を修正し、コメント募集事項 (SMC) を提示するとともに、IFRS 第 18 号に沿って費用の混合表示を認めるかどうかについてのメンバーの議論を明確に説明する。</li> </ul>

#### (6) 修正された CP 草稿のレビュー (11.2.6)

CP 草稿 (11.3.2) の第 4 章の修正稿をレビューした。CP 草稿の付録 A については、今日の議論に基づいて政府財政統計とのリンクを強化することが決まっているので、会議中のレビューは行わなかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP 草稿の修正後の第 4 章及び付録 A を、事務局への指示事項に従つて CP に組み込む。</li> </ul>
------	---

### 9. 2025 年 9 月会議

#### (1) 全般的な表示規定：ゴーイング・コンサーン (8.2.1)

現行の IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」のゴーイング・コンサーンに関する規定は、IFRS と整合し、かつ、公的部門特有のガイダンスも伴うものである。事務局は、この IPSAS 第 1 号のゴーイング・コンサーンの規定を CP の第 2 章に引き継ぐことを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP はゴーイング・コンサーンについて現行の IPSAS 第 1 号の要求事項を維持することを提案するべきである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治的な考慮事項を強調するように、ゴーイング・コンサーンに関する草稿を更新することを検討する。</li> </ul>

#### (2) 全般的な表示規定：重要性 (8.2.2)

今回（2025 年 9 月会議）のアジェンダ 5において、最終文書「「重要性がある」の定義 (IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号及び概念フレームワークの修正)」が承認された。事務局は、ED 第 93 号の重要性のガイダンスを当該最終文書に組み込むとともに、CP の第 2 章にも反映させることを提案した。メンバーからはコメントは出なかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「「重要性がある」の定義 (IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号、及び概念フレームワークの修正)」の公表によって改訂された IPSAS 第 1 号の重要性のガイダンスは、IPSAS 第 1 号に代わる新しい基準書に組み込まれるべきである。</li> </ul>
------	--

#### (3) 純資産・持分変動計算書の表示規定 (8.2.3)

事務局は、IPSAS 第 1 号の純資産・持分変動計算書に関する表示規定を CP に引き継ぐことを提案した。ただし、IPSAS 第 1 号では、純資産・持分の期首と期末の変動の内訳については、本表上で表示する方法と、調整表を開示する方法の選択を認めている。この点、IFRS 第 18 号は、持分変動計算書において期首と期末の変動の内訳を表示することを義務付けており、IPSAS 第 1 号との相違が生じている。事務局は、CP 草稿の第 5 章では純資産・持分の期首と期末の変動の内訳については本表上での表示を義務付けることを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP には、純資産・持分変動計算書に関する既存の IPSAS 第 1 号の要求事項を基本的に維持しつつ、調整表については計算書の本表上に記載することを要求するように調整表に関する要求事項を改訂するという、予備的見解（PV）を含めるべきである。</li> </ul>
------	---

#### (4) IFRIC 第 17 号「株主に対する非現金資産の分配」の適用可能性（8.2.4）

事務局は、IFRIC 第 17 号「株主に対する非現金資産の分配」が想定する取引は公的部門では一般的とは考えられないため、IFRIC 第 17 号に基づくガイダンスは CP に取り込まないことを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP には、IFRIC 第 17 号「株主に対する非現金資産の分配」に基づくガイダンスを IPSAS に取り込むべきではない、という PV 案を含めるべきである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP SAS と IFRS の整合性ダッシュボードを更新し、IFRIC 第 17 号の適用可能性に関する IPSASB の見解を反映するべきである。</li> </ul>

#### (5) CP 草稿 第 2 章のレビュー（8.2.5）

CP 草稿の第 2 章「全般的な表示規定」の更新の経緯と概要を事務局が説明した。その後、全般的な内容に関するコメントを求めたうえで、各ページのレビューを行った、いずれもメンバーからのコメントは出なかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 2 章の草稿で提案された文章と PV は、一般的な表示の要求事項に関する審議内容と見解を適切に反映している。よって、CP に組み込むべきである。</li> </ul>
------	--

#### (6) CP 草稿 第 4 章のレビュー（8.2.6）

CP 草稿の第 4 章「財務業績計算書」について、全体的なコメントを求めたうえで、各ページをレビューした。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局への指示事項が適切に対処されることを前提として、CP 草稿の第4章は、IPSASBの2025年6月会議の決定事項と指示事項を反映するように適切に修正されている。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的部門における税金収益に関する説明を充実させるべきという、メンバーからの要望を反映するために、CP 草稿の第4章を更新する。さらに税金収益について、区分表示を確約すべきかどうかを検討する。</li> </ul>

#### (7) CP 草稿 第5章のレビュー (8.2.7)

CP 草稿の第5章「純資産・持分変動計算書」について、全体的なコメントを求めたうえで、各ページをレビューした。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP 草稿の第5章に提案されている文章と PV は、純資産・持分変動計算書の表示の要求事項に関する IPSASB の審議内容と見解を適切に反映しており、CP に組み込むべきである。</li> </ul>
-------------	--

#### (8) CP 草稿 その他の修正箇所のレビュー (8.2.8)

CP 草稿の以下の各修正箇所について、全体的なコメントを求めたうえで、各ページをレビューした。

- 第3章「財政状態計算書」に、政府財政統計マニュアル2014に関する文章を追加
- 付録A「IFRSとGFSM2014の検討」の文章を修正
- 付録B「公的部門の主要な考慮事項」に文章を追加

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CP 草稿の第3章、付録A、付録Bへの文章の追加箇所は適切であり、CP に取り込むべきである。</li> </ul>
-------------	---

## アジェンダ 10. IPSAS の改善（今回の会議の記事は[こちら](#)）

### 1. 2025年3月会議

#### (1) サプライヤー・ファイナンス契約 (6.2.2)

IASB が 2023 年 5 月に公表した文書「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の修正) を、対応する二つの IPSAS に取り込む提案である。IASB 文書と IPSAS の対応関係は下表のとおりで、二つの IPSAS の修正案はアジェンダ・ペーパー 6.3.1 に示されている。

IASB 文書	対応する IPSAS
IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」	IPSAS 第 2 号「キャッシュ・フロー計算書」
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」

サプライヤー・ファイナンス契約は、リバース・ファクタリング契約ともいい、仕入先に対する買掛金を、金融機関が立て替えて支払う取引を指す。この契約によって主体は買掛金の支払期限を延ばすこと、又は仕入先の求める早期の支払期限までに支払いを行うことが可能になる。

IPSAS 第 2 号に対する修正は、サプライヤー・ファイナンス契約の特徴を説明し、この種の契約が主体の負債やキャッシュ・フローに及ぼす影響と、主体の流動性リスクへのエクスポージャーに関する情報を開示することを求めている。

IPSAS 第 30 号に対する修正は、適用指針 (AG) と適用ガイダンス (IG) の修正であり、サプライヤー・ファイナンス契約による流動性リスクを明確に扱うことになる。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライヤー・ファイナンス契約に関する追加開示を、公開草案に含める。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的部門ではサプライヤー・ファイナンス契約が一般的に行われているのかについて、特にコメントを求める事項 (SMC) を、公開草案に含める。</li> </ul>

#### (2) 金融商品の分類と測定 (6.2.3)

IASB が 2024 年 5 月に公表した文書「金融商品の分類及び測定」(IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正) を、対応する二つの IPSAS に取り込む提案である。IASB 文書と IPSAS の対応関係は下表のとおりで、二つの IPSAS の修正案はアジェンダ・ペーパー 6.3.2 に示されている。

IASB 文書	対応する IPSAS
IFRS 第 9 号「金融商品」	IPSAS 第 41 号「金融商品」
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」

この修正には、四つの論点が含まれている。

##### ① 金融負債の認識の中止の日付

IPSAS 第 41 号「金融商品」第 35 項は、金融負債の認識の中止時点は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された義務が免責、取消し、又は失効となった時であると定めている。通常は負債の決済によって義務が免責されることになる。

この修正は、IPSAS 第 41 号第 35 項の原則に対して、電子送金による負債の決済の場合の、例外的な規定を定めるものである。主体が電子送金で負債を決済し、かつ、一定の条件を満たす場合には、決済日（相手方の受取日）よりも前の日付（送金を指図した日）で負債の認識を中止することができる。

## ② SPPI 要件の評価

近年、環境、社会及びガバナンス（ESG）運動要素及びその他の類似の偶発的特性を含む金融商品が発行されている。この修正は、そのような ESG 指標の達成状況によって金利に影響が生じる金融資産の特性と、金融商品会計基準における SPPI 要件との関係を明確にするものである。

IPSAS 第 41 号「金融商品」第 41 項は、「金融商品の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる」かによって、金融資産の分類を判定することを定めている。「元本及び元本残高に対する利息の支払いのみ」であることを略して SPPI という。SPPI 要件を満たす金融資産は、償却原価で測定する。

IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正は、ESG 目標の達成等の偶発的な事象に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期や金額が変動する契約条件について、主体は、偶発的な事象の発生確率にかかわらず、契約で定めたシナリオにより生じ得る全てのキャッシュ・フローが、キャッシュ・フローを変更する契約条件のない基本的な融資契約と大幅に異なるかどうかを検討する必要があることを明確にしている。

IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正は、基本的な融資のリスクやコストの変動とは直接関連しない偶発事象により、契約上のキャッシュ・フローが変動に晒される金融資産と金融負債について、契約条件の開示を義務付けている。

## ③ ノンリコース特性と、契約上リンクされた金融商品

IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正は、上記の SPPI 要件の評価に関連して AG78 項に例示されていたノンリコース金融商品の例示をより具体的な指針とするものであり、金融資産が「ノンリコース特性」を持つためには、債権者がキャッシュ・フローを受け取る最終的な権利は、契約上、特定の資産によって生み出されるキャッシュ・フローに限定されることを明確にしている。

また、ノンリコース特性を備えた取引と、複数の契約上リンクされた金融商品を使用して、異なる劣後順位を持つ保有者への支払いを優先する取引（つまり、特定のトランシェへの支払いを優先するウォーターフォール支払い構造）との区別を明確にしている。

## ④ 資本性金融商品への投資に関する開示

IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正により、純資産・持分を通じて公正価値で測定する資本制金融商品への投資の、純資産・持分における公正価値の利得・損失の開示を拡大した。期間中に認識が中止された投資からの公正価値の利得・損失は、期末時点で主体がまだ保有している投資からの利得・損失とは別に開示する必要がある。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品の分類及び測定に関する修正を公開草案に含める。これには、負債が「履行された（discharge）」とみなされる時点についての追加ガイダンス、契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみであるかどうかの評価（SPPI 要件）の明確化、純資産・持分における公正価値の累積利得・欠損に関する追加開示などが含まれる。</li> </ul>
------	---

### (3) IFRS 会計基準の年次改善（第 11 集）に基づく金融商品基準の修正（6.2.4）

IASB が 2024 年 7 月に公表した文書「IFRS 会計基準の年次改善（第 11 集）」の一部を、対応する IPSAS に取り込む提案である。IFRS 年次改善の金融商品に関する各パートと、IPSAS の対応関係は下表のとおりで、各 IPSAS の修正案はアジェンダ・ペーパー 6.3.3 に示されている。

IFRS 会計基準の年次改善（第 11 集）の内訳	対応する IPSAS
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の適用ガイダンスの修正	同上
IFRS 第 9 号「金融商品」	IPSAS 第 41 号「金融商品」

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正は、適用指針の修正と適用ガイダンスの修正の二つに分かれているため、金融商品基準関連では三つの改善文書が存在する。内容は、いずれも重大なものではなく校正レベルの修正である。

#### ① IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正

AG40 項の IPSAS 第 30 号第 32 項への参照箇所を、IPSAS 第 46 号「測定」への参照に修正した。

#### ② IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の適用ガイダンスの修正

IPSAS 第 30 号の適用ガイダンスの「はじめに」のセクションを修正し、必ずしも参照先の本文の全ての要求事項を表しているわけではない旨を明記した。

IPSAS 第 30 号の適用ガイダンスを修正し、IPSAS 第 46 号「測定」によって修正された IPSAS 第 30 号の本文の言い回しを修正した。

#### ③ IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正

リース負債の帳簿価額と、その消滅のために支払った対価の差額は、IPSAS 第 41 号の範囲であることを明確化した。

IFRS 第 9 号の当初測定の要求事項を修正し、IPSAS 第 47 号「収益」と整合させた。

決定事項	• IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」と IPSAS 第 41 号「金融商品」に対する、明確化と校正上の修正を公開草案に含める。
------	--

#### (4) 自然依存電力を参照する契約 (6.2.5)

IASB が 2024 年 12 月に公表した文書「自然依存電力を参照する契約 (IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正)」を、対応する二つの IPSAS に取り込む提案である。IASB 文書と IPSAS の対応関係は下表のとおりで、二つの IPSAS の修正案はアジェンダ・ペーパー 6.3.4 に示されている。

IASB 文書	対応する IPSAS
IFRS 第 9 号「金融商品」	IPSAS 第 41 号「金融商品」
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」

##### ① IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正

自然依存電力を参照する契約を「電源が制御不能な自然条件に依存しているため、主体を基礎となる電力量の変動にさらす契約」と説明する。この説明には、自然依存電力を購入又は販売する契約や、そのような電力を参照する金融商品も明示的に含まれる。

本文と適用指針を拡張し、自然依存電力契約に自己使用の例外を適用する際の考慮事項を含める。要約すると、追加されたガイダンスでは、主体が過去、現在、及び予想される将来の電力取引に関する合理的かつ裏付けのある情報を合理的な期間（最大 12 か月）にわたって検討し、そのような契約が予想される電力使用量に従って締結されているかどうかを判断することが求められる。

ヘッジ会計の要求事項を改正し、主体が予測電力取引のヘッジにおいて自然依存電力を参照する契約をヘッジ手段として指定できるようにする。新しい要求事項の適用を支援するために、IPSAS 第 41 号に例示も追加する。

##### ② IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正

自然依存電力を参照する契約が電力の供給で決済されるか、現金又は他の金融商品で純額決済されるかにかかわらず、そのような契約では、電力の発電源が制御できない自然条件に依存するため、主体は変動性にさらされる。IPSAS 第 30 号の開示規定を修正し、そのような契約が主体の将来のキャッシュ・フローと財務業績にどのような影響を与えるかについて、より高い透明性を求めている。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然依存型電力を参照する契約に関する追加ガイダンスを公開草案に含める。当該追加ガイダンスには、これらの契約の説明、これらの契約が金融商品会計の自己使用の例外を満たす場合、これらの契約をヘッジ手段として指定できる場合、及びこれらの契約に関する開示が含まれる。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみであるかどうかの評価に関する例を、環境、社会、ガバナンスの目標全般に言及するように修正し、「結論の根拠」でこの変更について説明する。</li> </ul>

## 2. 2025年6月会議

### (1) IPSAS の改善—2025年6月 (9.2.1)

2025年3月の振り返りと、2025年6月会議の議題について事務局が概説した。メンバーからは特にコメントはなかった。

### (2) 「IFRS会計基準の年次改善—第11集」に基づく IFRS 第10号及びIAS 第7号の修正 (9.2.2)

事務局はIPSAS第35号「連結財務諸表」及びIPSAS第2号「キャッシュ・フロー計算書」の二つのIPSASに軽微な修正を行うことを提案した。いずれも、「IFRS会計基準の年次改善—第11集」に基づく校正的な性質の修正である。メンバーからは特にコメントはなかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPSAS第35号「連結財務諸表」及びIPSAS第2号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案を承認し、2026年3月に承認予定の「IPSASの改善」の公開草案に掲載する。</li> </ul>
------	--

### (3) IFRS 第3号の修正：事業の定義、及び概念フレームワークへの参照 (9.2.3)

IPSASの改善の当初の候補である12本の文書に含まれていた、IASBの発行した企業結合関連の二つの文書（下記）は、内容が複雑であるとして、IPSASの改善プロジェクトの範囲から除外し、独立した狭い範囲の修正プロジェクトとすることが提案された。

「事業の定義」(IFRS第3号の改訂) (2018年10月)

「概念フレームワークへの参照」(IFRS第3号の改訂) (2020年5月)

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>別プロジェクトとして行う「狭い範囲の修正」の公開草案を通じて、IPSAS第40号「公的部門の結合」における「事業の定義」及び引受けた引当金や負債の認識に対する修正に対処する。</li> </ul>
------	---

## アジェンダ 11. IPSASB 適用グループ（今回の会議の記事は[こちら](#)）

### 1. 2025年3月会議

#### (1) IPSASB 適用グループの概説（6.2.1）

IPSASB 適用グループ（IAG）の活動と、その 2025 年の作業計画について説明を受けた。

- IAG の議長は Andrew van der Burgh 氏（IPSASB メンバー、南アフリカ）
  - 他の IAG メンバーは 2025 年の第 2 四半期に決める
  - 2025 年 2 月時点で、12 の IASB 文書が「IPSAS の改善」の候補として挙げられた
  - 金融商品関連が六つ、公的部門の結合と連結が四つ、初度適用が二つである
  - 内容が幅広く、数も多いので、3 月、6 月、9 月の 3 回に分けて検討する
  - 9 月の会議で公開草案「IPSAS の改善 2025」草稿を検討し、承認する
- IAG のメンバーの選定方法について質問があり、様々なバックグラウンドを持つメンバーから選定するとの回答があった。

### 2. 2025年6月会議

#### (1) IPSASB 適用グループの活動報告（8.2.1）

IPSASB 適用グループ（IAG）の第 2 四半期の活動と、達成した事項に関する説明を受けた。

- IAG のメンバーに Liang Yang 氏（中国、デロイト、元 IPSASB メンバー）、Mohamed Saadique Merchant 氏（ドバイ財務監査機構（FAA））の 2 名が就任した。Andrew 議長と合わせて 3 名体制。
- IAG への質問提出用のウェブサイトを開設した。
- IAG から IPSASB への定型報告フォームを作成した。

#### (2) IAG から IPSASB への報告（8.2.2）

この半年間に受け付けた質問は 1 件であった。IPSASB 事務局が対処し、IAG の対処は必要な質問であったとの説明を受けた。

IFRS 解釈指針委員会による活動は、3 件生じており、うち 2 件は IPSASB 事務局が対処し、残る 1 件（他の企業の義務に関して発行される保証）は、IAG による分析待ちとなっている旨の説明を受けた。この 1 件は、おそらく「スタッフ Q&A」として公表される。

事務局への指示	• メンバーのコメントに基づいて IAG の報告枠組みを修正する。
---------	-----------------------------------

#### (3) 会議後の進展

上記の議論を踏まえ、IPSASB は 2025 年 7 月 10 日付で、IPSAS のテクニカルな課題や、適用上の問題点について意見提出するための窓口をウェブサイト上に設置した<sup>17</sup>。

<sup>17</sup> 提出窓口の告知記事：[IPSASB Launches New Way to Submit Technical and Application Issues](#)

### 3. 2025年9月会議

#### (1) IAG の活動報告 (8.2.1)

IAG の第3四半期の活動と、達成した事項に関する説明を受けた。

- 2025年7月から公式に対外的な活動を開始した。
- 質問等の受付窓口をウェブ上に設置した。
- IAG の会議を8月に実施した。

IPSASB の事務局は、以下の活動を行っている。

- 論点のデータベースの構築
- IAG の目的などを周知するための動画を作成

#### (2) IAG から IPSASB への報告 (10.2.2)

第3四半期に事務局が受け付けた質問は2件であった。1件はIPSASB事務局が対処し、1件はIAGが検討した。後者は、公的部門における株式投資の測定に関する質問であり、現在、内容を掘り下げて分析中である。分析結果は2025年12月会議で改めて報告される。

IFRIC関係では継続課題1件、新規課題1件の計2件を検討した。うち1件は事務局が対処し、1件はIAGが検討した。後者の内容は、「他の主体の義務に対する保証の発行」である。

IPSASBが基準設定活動は不要と判断した場合、事務局がQ&A文書を作成する予定である。

以上